卒業論文

子ども食堂の運営者からみた子どもの居場所の限界と可能性

九州大学　文学部　人文科学　人間科学コース
社会学・地域福祉社会学専門分野
2018 年度入学　1LT18122N 杉本真帆

提出日 2022 年 1 月 6 日

要約

現在日本国内で経済格差問題が取り上げられ、貧困世帯に対する様々な政策やサービスが施されている。子どもの貧困についてもよく取り上げられているが、これは子どもの頃に貧困状態であったことが、将来の収入に影響を与える「経済格差継承問題」があるからである。親が低所得であったとしても、子どもの学歴や将来の収入に影響が出ないように、政策として児童手当や児童扶養手当が実施されているのだ。しかしながら現金支給政策では子どもの貧困問題を完全に解決することは難しい。例えば児童手当や児童扶養手当は支給される世帯収入制限を高く設定しているため、比較的多くの人が支給されるような仕組みになっている。また子どもの数に応じて決まった金額が支給されるため、世帯収入が低ければ低いほど支給が増えるという制度ではない。支給される金額的にもあくまで子育ての一助となるような金額であるため、児童手当や児童扶養手当で子どもの貧困問題をすべて解決することは難しいと考えられる。一方、大阪市の塾代助成事業のような、用途を絞った現金支給政策が行われている自治体もあった。子どもの学校外での学習活動を支援するための政策で、助成事業の利用によって子どもの学力が向上するなどの声があることがわかった。また政策としては行われにくい、現物・サービス支給対策である子ども食堂の活動にも注目した。子ども食堂などの現物・サービス支給対策は現金支給政策と異なり、子供を持つ世帯の収入増大など直接的な貧困対策としては考えられにくいものの、子どもが家庭や学校以外で１人で安心して来訪できる地域内での子ども居場所として、現在全国で多くの居場所が立ち上げられ、開催されている。

子ども食堂の調査を行なった文献をもとに分析を進めると、子ども食堂は貧困対策の一環というよりも、地域コミュニティを活性化させ学校で悩み事を抱える子どもや生活課題を抱える子ども、子育てで悩みを抱える保護者など貧困状態の子どもに限らず開催している居場所が多く見られた。また、子ども食堂という居場所の中では、ボランティアが食事を提供するだけではなく、子供達が率先してお手伝いをするなど、ボランティアとして支援する者と支援を受けるものの間で上下関係が見られにくく、多くの子ども食堂の参加者が食を通して関わりを持つような傾向にあることがわかった。

また子ども食堂は立ち上げと運営を継続させる上で様々課題を抱えている場合が多いこともわかった。多くの団体が資金面での課題やボランティアの人数確保に関する問題を抱えており、これらの課題を解決することによって、子ども食堂の開催頻度増加や食事以外の新たなプログラムの実施が可能に繋がり得ることが考えられる。また、子ども食堂の運営を委託する側の行政等と実際に子ども食堂を立ち上げて運勢する側の個人・団体との間で子ども食堂の意義の考え方が異なっている場合があることもわかった。行政等は主に子ども食堂を子どもの貧困対策の一環として捉え、運営する個人・団体は子ども食堂を地域のコミュニティを活性化させるような場所として捉えていることがわかった。この子ども食堂の意義の捉え方の差異を埋めることも、行政の子ども食堂に対する支援の幅を広げることにも繋がるのではないかと考えられる。

現在、子ども食堂は地域内のコミュニティ活性化を促す場所として機能している場合が多いが、今後は子どもの貧困問題や経済格差継承について考えるきっかけを生む場所として居場所としての意義をさらに深めていく必要があると考えれる。現金支給政策のみでは子どもの貧困問題を解決することが難しいため、子ども食堂等の居場所を本当に支援が必要な子どもに利用してもらえるように、または今ある子ども食堂が運営を継続できるように、市町社協や行政等の支援が必要不可欠である。

子ども食堂は現状立ち上げから、運営の維持まで様々な課題を抱えている。それらの課題を市町社協や行政、子ども食堂を支援する団体と連携を強化し、地域全体で子どもの成長を見守りながら、子どもの貧困問題や経済格差継承問題について考えるきっかけを生む場所になっていくべきだと考える。

目次

1　はじめに **5**

2　研究の目的 **6**

2.1 貧困の世代間継承について 6

2.2 子どもの貧困について 9

3　経済格差是正と子ども食堂についての先行研究 **10**

3.1 現在日本で行われている格差是正のための対策について 10

3.1.1 児童手当について 11

3.1.2 兵庫県神戸市の児童扶養手当について 12

3.1.3 大阪市塾代助成事業の実施状況（平成 31 年 1 月） 13

3.1.4 子ども食堂 17

3.2 現金支給による格差是正対策の利点と問題点 19

3.3 サービス・現物支給による格差是正対策の利点と問題点 20

3.4 子ども食堂の広がりと子ども貧困対策を考える 21

4　子どもの居場所づくりの実態―山口県における調査結果から― 21

4.1 調査概要 21

4.2 アンケートのまとめ 22

4.3 運営者から見た子どもの貧困 46

4.4 子ども食堂運営維持と社協の関わり 48

5　考察 **49**

5.1 分析から得られる子どもの居場所つくりの難しさ 49

5.1.1 子ども食堂と社協との連携から見る難しさ 49

5.1.2 資金の確保から見る難しさ 49

5.1.3 開催の目的から見る難しさ 50

5.1.4 開催頻度から見る難しさ 50

5.2 子どもの居場所つくりの新たな可能性 50

5.2.1 運営団体と利用者数から見る子どもの居場所づくりの新たな可能性 50

5.2.2 子ども食堂と他団体との連携から見る可能性 51

第 6 章　結論 **52**

1　はじめに

現在日本国内外問わず経済格差問題をめぐり様々な議論交わされている。経済格差問題として注目を浴びているのは所得格差問題だと思われる。格差を図る指標の一つである「ジニ係数」がある。この数値は、所得の分配について完全に平等に分配されている場合と比べ、どれだけ偏っているかを 0 から 1 までの数値で表したものである。すなわち仮に完全な平等状態であると、ジニ係数は 0 になり、1 に近づけば近づくほど不平等が大きくなる。内閣府のデータによると、近年、人口構成の高齢化、単身世帯化が進む中で、ジニ係数で見ると緩やかに格差が拡大してきている。この要因として考えられるのは、高齢者の所得には人生を通じて働いて積み重ねてきた結果が反映されるため、もともとのジニ係数が大きくなるので、高齢者の比率が高まると全体のジニ係数が高まることになるというものと、若年層において正規・非正規労働間に格差が広がる傾向があるというものがある。しかしながら、社会保障制度などを通じた再分配後のジニ係数はほぼ横ばいとなっており、社会保障制度などが再分配機能を発揮していると考えられている。このジニ係数の数値だけを見れば、政府や地方自治体の人口減少問題を解決するための取り組みや社会保障制度の充実により、格差是正に向けて適切に対処することができているのではないかと考えられるが、依然として若年層の貧困問題は後をたたない。特に子どもの貧困問題についてはとりわけメディアで発信され、ひとり親世帯の子供の貧困問題など、再分配後にも貧困問題が解消されていないと政府批判の材料の一つにされているようにも思われる。確かに厚生労働省によるとひとり親世帯（ほとんどが母子世帯）の貧困率は、日本は OECD 諸国中の最悪の貧困率になる上に、政府による子ども手当や保育園育児給付金などの給付が GDP に占める割合をみても、OECD 諸国に比べて非常に少ないことがわかる。このように数値から見ると再分配後の所得格差は減ったように思われるが、実際のところひとり親世帯の増加したため、とりわけ子どもの貧困に関してはまだまだ改善すべき余地があることは否定できない。図 1 より、子供がいる現役世帯で大人が 1 人の場合、国民生活基礎調査・全国消費実態調査共に相対的貧困率よりも高い貧困率を示しているからである。

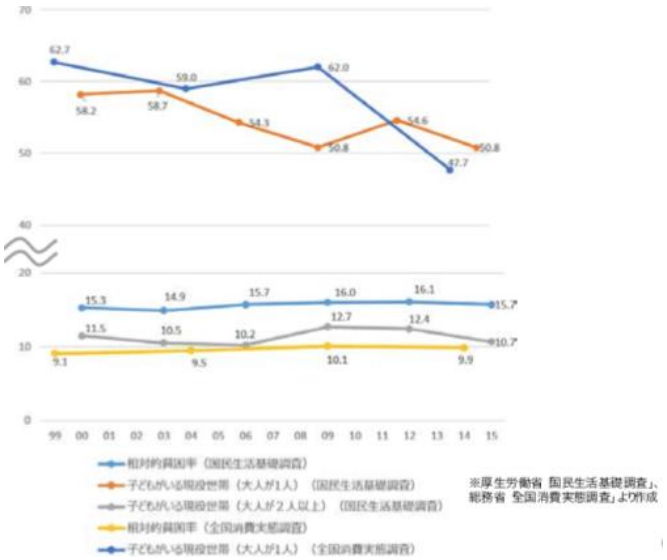

「出典：内閣府 HP(2017)」

(図 1)全世帯の貧困率および子供がいる現役世帯のうち大人が 1 人-2 人以上の貧困率

日本社会全体で見ても子どもの貧困については早急に解決すべき問題であり、数値や現金給付だけではなく子どもの気持ちに寄り添うような地域社会の取り組みについて策を講じていくべきだと考える。本論文では子どもの貧困問題解決のために取り組まれている様々な対策についての先行研究を通して分析し、子どもの居場所づくりが子どもの関係性を豊かにすることについて、その限界と可能性について考察した。そして現金給付だけではなく、学校や家以外にも子どもが 1 人で自由に来訪できる空間を作ることと、子どもの貧困問題との繋がりについても考えていく。

2　研究の目的

2.1 貧困の世代間継承について

子どもの貧困問題について対策を講じる必要があると考える理由として、子どもの家庭の経済社会的背景（SES）(注 1) が高い水準にある児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向があり、SES が低い層では平均正答率のばらつきが大きいということが文部科学省委託研究により明らかになっているからである。図 2、図 3 つまり、親の経済力が子どもの学力に大きな影響を及ぼし、子どもの成績状態はその子どもの大学進学率や経済力にも影響を及ぼし、貧困は世代間で継承されているのではないかと考えられるためである。

(図 2)

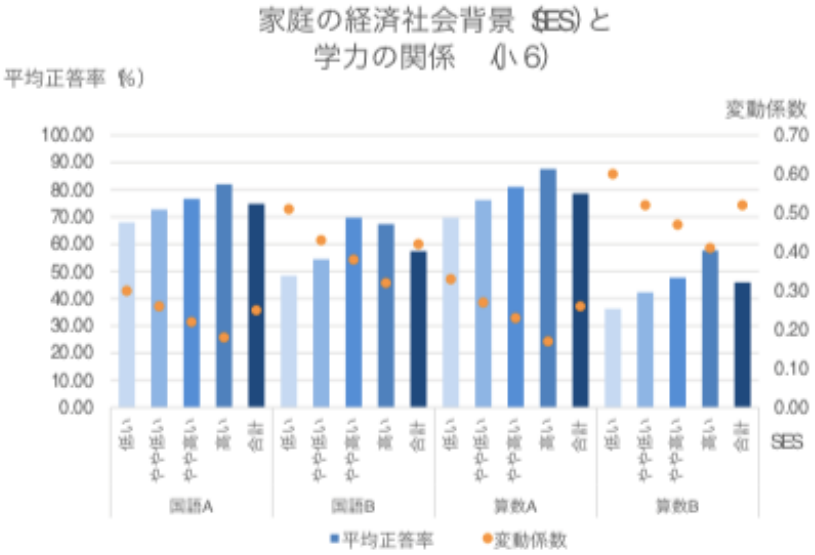

（図 3）

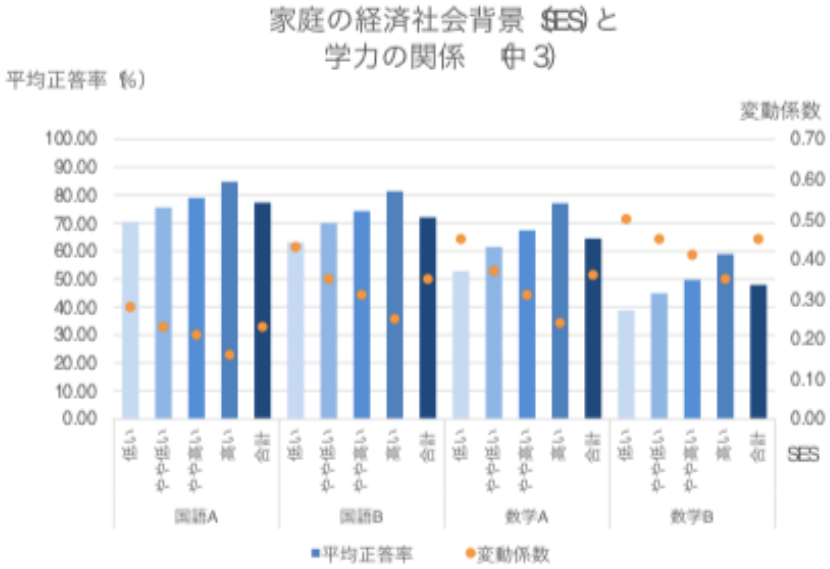

「出典:文部科学省委託研究（2017）」

吉川徹の『学歴分断社会』(2009）では、教育を通して格差は世代継承され学歴格差が経済格差や社会的格差に結びつくことが、「格差問題」の大きな要因になってきていることが明らかにされている。またこのことは橘木俊詔・松浦司の『学歴格差の経済学』(2009）においても、世代間で収入格差の継承がなされていることとして指摘されている。この問題に対してどのような解決方法が適切であるのか、あるいはすでに実施されている解決方法が適切であるのかについて、検討したい。

吉川は学歴の大きな差を高卒か、大学・短大を卒業しているか否かで区別し、高校卒業時にどちらの選択をしても、安定した収入を獲得できる職業につけるような仕組み作りが重要

であると訴える。「学歴分断社会」で述べられていた具体的な案は以下の通りである。

> たとえば、就業機会は全ての学歴の人に均等に与えなければならないというルールを設けて、大企業や官公庁が 35 歳以下の人を正規採用する場合、50%は大卒層から、50%を高卒層から採るという風に比率を決めておくのです。小規模の企業では難しいでしょうが、ある程度以上の企業や官公庁なら実現可能です。女子比率や障害者比率については、こうした制度がすでに一部で導入されています（吉川 2009;218）。

仮にこの制度を導入したとして、運用するのは難しいと考えられる。一般に大企業のでは正社員として、4 年生大学卒業者に限定した採用活動を行なっているところが多く、その習慣が強く根付いていると思われる。筆者が指摘する通り（吉川 2009;218）、女子比率や障害者比率についてすでに一部で導入されている企業もあるが、このことと大卒・非大卒を同じような枠組みで捉えて入社試験制度を整えるのは無理があるのではないか。そもそも企業側の人事担当者は、大学卒の学歴と、経歴を積んでいるため、非大卒の若者に対して同じ機会を与えようと考えられるのかも懐疑的だ。2022 年卒業・終了予定者の就職・採用活動に対して一般社団法人日本経済団体連合会がルールを制定しているのにもかかわらず、企業によってほとんど守られていない現状があるため、吉川の提案するこの案は、たとえ導入されたとしても形骸化してしまう様なものだと考えられる。ただし、この制度が厳格に適用され、非大卒と大卒が会社内で同様の能力を発揮することができれば、給与の格差も狭まるだろう。

橘木俊詔・松浦司の『学歴格差の経済学』（2009）では格差が世代間で継承されることについて論じられたのちに、主に幼少期の私立と公立の間の教育格差や大学時の学部の違いから生まれる将来的な収入格差に迫っている。その人が受ける教育の質の違いによって生じる将来的な収入格差について、これを是正するための提案が終章にて述べられている。橘木・松浦（2009）によれば、私立の小中学校に通学させる家庭の子供の方が、公立の小中学校に通う家庭の子供よりも、高学歴になりやすく収入が高くなりやすいことから、公立の小中学校の教育の質をより充実させることが、経済格差を埋める一つの方法である。本書では教育の質に関する改善案が中心だったように思われる。

> 教育予算が充実すれば 1 学級あたりの生徒数が減り、かつ質の高い教師が確保される様になれば、公立学校での教育の質が高まるだろうから、学業意欲の高い生徒の学力向上にもある程度期待が抱ける。（橘木・松浦 2009）

この主張に関して、教師が指導できる生徒の数を減らすことによって、授業だけではなく課題を充実させることにも繋がり、生徒の学習意欲を高める可能性もあるためある程度効果的であると考えられる。教育予算を増やすことによって、教育現場に通信機器を導入する

こともでき、生徒の好奇心の幅を広げることができると考える。

> 日本の学校教育が、国語、数学、社会、理科、英語といった、いわゆる大学進学に直結する学問の習得に集中しすぎていることを是正することだ。（橘木・松浦 2009）

このことは、大学への進学を最終目標とする風潮が原因であると筆者は述べている。大学に進学せずとも、専門知識を取得した人が活躍できる社会を実現すれば、学業意欲の格差問題を解決できるのではないかと筆者は主張する。このために具体的に、高校での普通科の割合を抑えて、商業科、工業科、情報科、農業科をはじめとした、実業科で学ぶ学生の数を増加させる政策を提案している。この政策に関して、やや楽観にすぎるのではないかと考える。高校での普通科の比重を下げることで、数値的には実業科に進学する人の数は多くなり、そこで学んだ専門性を生かした職業に就く人の数も増えるだろう。しかし、これは逆に普通科へ進学するための競争激化につながると考える。吉川（2009;69）によると、親と子の双方において、親の学歴と同等の学歴か、それ以上の学歴を子供が得るべきという考え方に縛られて、親が自分と同じような学歴を子供に与えることに躍起になると同時に子供自身も、親の希望に応えようと努力すると主張する。これを踏まえると数値を設定するだけでは、今まで日本に根強い大学進学至上主義をなくすことはできないのではないかと考える。加えて、一般的に会社勤めをする場合、専門的な知識や技術だけが必要とされているわけではないと考えるため、実業科で学び特定の技能を身につけたとしても、企業でその技術だけを活かして働くことや、または特定の技術だけを使って自営業で成功することは難しいのではないかと考える。

橘木・松浦が提案したような、「普通科や実業科の神学者数の枠の数を設定する政策」ではなくて、機会を与える政策・生じてしまった格差に対して、以下２つの政策・制度が必要ではないかと考えた。

・金銭的な貧困対策を行う政策・制度（児童手当や低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等）

・情緒的な支援を行う政策・制度（子ども食堂等）

先行研究からも考えられるように以上二つのアプローチが格差継承を防ぐために必要な方法であり、この 2 つの対策方法として様々な方法が国レベル・地域レベルで取り組まれている。この取り組みについて、どれほど有効的であるか、またはどのような課題があるのかについて検討をしていく。

2.2 子どもの貧困について

第 1 章でも述べたように子どもの貧困問題現在メディアでも大きく取り上げられ、数値的にも深刻な現状があると言える。貧困の概念として「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある

が、今日の日本においては「相対的貧困」がより重視されている。

人がある社会の中で生活する際に、その社会の殆どの人々が享受している「普通」の習慣や行為を行う事さえ出来ないこと（阿部 2012）

「相対的貧困」とは以上のように、社会によってその評価が異なる。つまり今日の日本社会において大多数人が当たり前のように購入できているモノ・コトを買うことができない状態にある人が日本における「貧困である」と定義されるものである。本論文における貧困を「相対的貧困」を意味することとする。しかしながら子どもの貧困を考える上でどこからが貧困であるのかについて明確な線引きをすることは難しい。例えば、今日の日本においてスマホやゲームを持っている子どもは多くいるが、スマホやゲームを所有していない子どもが貧困であると言い切れない。教育上必要のないものであると親が判断したので、経済的に購入することはできるものの子どもに買い与えていないのか、経済的に購入することすらできないのか、個別に所有しない理由が別れるからである。貧困率の計算方法として、日本は OECD に基づく貧困率の計算方法を統計で使用してる。「子どもの貧困率」として用いられているのは、子どもが属する世帯全員の合算した可処分所得（勤労収入、年金、生活保護等の収入から税金、社会保険料等を引いた額）を世帯人数で調整し、その中央値の半分の金額に引かれた貧困線である。しかし可処分所得には貯金や不動産は含まれていないので、貯金や不動産がたくさんあっても、貧困であるとされてしまうため、この貧困率の計算方法の根拠も曖昧であり、世帯収入の寡多に関わらず親が子どもにどれだけのお金をかけるのかについても「子どもの貧困」を考える上で重要な問題である。「子どもの貧困」と一概に言っても評価方法が曖昧であるものの、「子どもの貧困」がなぜここまで問題視されているのだろうか。それは第 2 章 1 節で述べた貧困の世代間継承問題が根幹にある体と考える。子どもの頃に貧困であった場合、大人になっても収入面で貧困から抜け出せないという貧困の連鎖があるために、「子どもの貧困」は今日の日本において解決すべき重要な問題であると捉えられているのではないかと考えられる。「子どもの貧困」について解決するために取り組まれている活動や、実施されている金銭的な制度について以下先行研究の知見に基づきながら論じていく。

3　経済格差是正と子ども食堂についての先行研究

3.1 現在日本で行われている格差是正のための対策について

ここでは日本国内で実施されている格差是正対策をいくつか紹介する。現在日本国内で実施されている格差是正対策には、国や市町村など各自治体が行う公的な格差是正対策とNPO法人やボランティア団体が各自治体の社協と協力し行なっている支援活動の二種類があると考えられる。前者では様々な条件を設けた上で、現金やサービスを支給するような格差是正対策が行われているが、後者では地域一体となってサービス提供や、食品などの現物

を支給するような支援活動が主に行われている。

3.1.1 児童手当について

内閣府 HP（https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/annai.html より

児童手当は、子育て世帯の家庭の生活安定のために、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に質することを目的としている。児童手当給付対象は 0 歳から国内に住所を有する中学終了まで（15 歳に到達後の最初の年度末まで）の児童（住基登録者：外国人を含む）であり、平成 30 年度年報（平成 31 年 2 月末）によると対象児童は 1660 万人にのぼる。受給資格者は、監護・生計同一（生計維持）要件を満たす父母等で、所得生限度額は年収ベースで 960 万円（夫婦と児童 2 人の場合）か、または児童が施設に入所している場合は施設の設置者等とされている。厚生労働省の調査によれば平成 30 年の 1 世帯あたり平均所得金額は児童のいる世帯では 745 万 9 千円である。児童手当の所得制限はこの子育て世帯の平均所得金額の 214 万以上に設定されているので、児童手当を受給できる世帯は貧困世帯のみというわけではなく、幅広い手当として導入されていると考えられると考えられる。手当月額は一人当たり 0~3 歳未満の児童は一律 15,000 円、3 歳~小学校修了までの児童は第一子・第二子は 10,000 円、第三子以降は 15,000 円である。中学生は一律 10,000 円である。所得制限限度額以上の場合でも一律 5,000 円が特例給付として支払われる。（以下児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」とする。）

また児童手当制度は以下のルールを適用している。

1.原則として児童が日本国内に住んでいる場合に支給する（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になる）。

2.父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給される。

3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給される。

4 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給される。

5 児童が施設に入所している場合や里親などにいたくされている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給される。

上記のように国が定めた児童手当の制度があり、地方自治体が該当者に手当てを支給することになっている。支給される金額は全国一律であり受給資格の世帯収入 960 万円を下回っていれば収入の寡多に関わらず子どもの人数によって児童手当を受給することができる。児童手当は子育て世帯で収入が低い貧困層に向けた制度ではなく、あくまで日本の幅広い子育て世帯に子どもを育てるための援助として支給されているものであると考えられる。また、児童を養育している人に支給される児童手当の他に父母が離婚した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定の障害状態にある児童などの養育者に支給され

る児童扶養手当がある。以下各都道府県で実施されている児童扶養手当について、兵庫県を一例として記載する。

3.1.2 兵庫県神戸市の児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていないあ児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当である。対象となる児童および申請者は次のいずれかに当てはまる 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで（政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は 20 歳未満）の児童（以下「児童」という）について、その児童を監護（※1）している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父母に変わって児童を養育（※2）している養育者に支給される。（養育者が複数いるときは、その家庭の生計の中心となっている人が請求者となる。）

対象となる児童は、

(1)父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した児童

(2)父または母が死亡した児童

(3)父または母が政令で定める重度障害の状態にある児童

(4)父または母の生死が明らかでない児童

(5)父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童

(6)父または母が裁判所からの DV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童

(7)父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

(8)婚姻によらないで生まれた児童

(9)棄児など父母が明らかでない児童

ただし、次に該当する場合は対象とならない。

ア　申請者（母、父または養育者）もしくは対象となる児童が日本国内に住所がないとき

イ　児童が里親に委託されているとき

ウ　児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）などに入所しているとき

エ　児童が父または母の配偶者（戸籍上婚姻関係になくとも、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む）に養育されているとき。ただし、配偶者が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

オ　申請者が母または養育者の場合は、児童が父と生計を同じくしているとき。ただし、父が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

カ　申請者が父の場合は、児童が母と生計を同じくしているとき。ただし、母が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

※1・・・監護とは監督し、保護することである。

※2・・・養育とは、児童と同居し、監護し、生計を維持していることである。

児童扶養手当は低所得者世帯の子ども一人親世帯分に向けた支給になっている。つまり子供の養育に当てる生活支援のための給付金である。その使い道については養育者によるものになる。また支給される金額は全国一律であるため、地域によって児童手当の手厚さが異なることはない。またこの制度は子供の教育に特化したものではない。
学習面を支援する取り組みとして、神戸市職員の有志や大学生の有志による教育活動のための寄付を募る活動は行われていた（2018 年頃まで行われていたようだが、以降詳細は不明である。）
上記の児童扶養手当は、今の日本で子育てをしている貧困層の家庭の手助けになっている。しかし、支給されるのは子供の保護者に当たる親であり、必ずしも子供の教育をより充実させるために使われるとは限らない。

3.1.3 大阪市塾代助成事業の実施状況（平成 31 年 1 月）

金銭的な支援策として、学習の機会を増やすことを目的とした政策を独自に取る自治体もある。ここでは大阪市で平成 24 年から始まった、塾代助成事業の概要と実施状況について記載する。

A 塾代助成事業の概要と実績の推移

塾代助成事業は、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などにかかる費用を月額 1 万円を上限に助成するものである。

本事業は平成 24 年 9 月に西成区において試行実施し、平成 25 年 1 2 月から全区展開しており、全区展開以降の利用実績等の推移は、次のとおりである。

（1）塾代助成カードの交付・利用状況

対象：平成 25 年 12 月から平成 27 年 9 月までは、私立中学校、特別支援学校に通学している中学生の養育者で、就学援助制度の被認定者および生活保護受給者を助成対象（市内在住の中学生の約 3 割）。平成 27 年 10 月以降は、市内在住の中学生の養育者で、その配偶者との合計所得金額が所得制限限度額未満の方（市内在住の中学生の約 5 割）に拡大された。
利用実績状況：塾代助成カードを 1 ヶ月以上利用した生徒は、平成 2 5 年度は 4315 人で助成対象者の 21.4%、平成 26 年度は 8284 人で 41.1%であったが、平成 27 年 10 月に助成対象を市内在住中学生の約 5 割に拡大した平成 27 年度下期には 15,430 人で 49%、平成 28 年度は 18,230 人で 58.9%、平成 29 年度には 18,394 人で 61.1%まで増加している。塾代助成カードの交付についても、助成対象拡大後に 50%、平成 28 年 10 月時点で 60%、平成 30 年 1 月に 65%を超え、平成 31 年 1 月においても 64%となっている。

B アンケート調査の結果

塾代助成カードの交付を受けた生徒と保護者、学習塾等の参画事業者それぞれより無作為に対象者を抽出した郵送によるアンケートとウェブによる塾代助成カードが子どもとその家庭にどのような効果を発揮しているのかについての調査を実施した。以下その調査結果についてまとめたものである。

① 調査の概要

実施時期	平成 30 年 3 月	対象者	平成 29 年度 利用生徒と保護者
配付数	4,050 人	回答数（率）	1,207 人（29.8%）

② 事業の効果

ア 個性や才能を伸ばす機会の提供

塾代助成カードは塾の費用援助に焦点を当てているため、「新たに通塾できた、冬期講習等に参加した」「受講科目を増やせた」「冬期講習等に参加した」「以前から利用している学習塾等に加え新しい教室等にも利用できた」などの、子どもの学習環境が改善されたという声が多く上がっていることが以下の表でわかる

（表 1）

塾代助成によってどのような変化がありましたか	交付前は学習塾等に通っていなかった	交付前から学習塾等に通っていた	合計
新たに通塾できた、冬期講習等に参加した、受講科目を増やせた等	446 人（42.9%）	230 人（22.1%）	676 人（65.0%）
以前から通っている教室にカードを利用してそのまま通う		144 人（13.8%）	144 人（13.8%）
通っていた教室をやめてカードを利用できる教室に通う		53 人（5.1%）	53 人（5.1%）
その他	121 人（11.6%）	46 人（4.4%）	167 人（16.1%）
合計	567 人（54.5%）	473 人（45.5%）	1,040 人（100%）

イ 学力・学習意欲の向上

学力の変化

【生徒】

調査によると 6 割以上の生徒が成績が「よくなった」と回答していることが以下の表でわかる。学習環境の改善で子ども自信が成績向上を実感していることが伺える。

（表 2）

成績はどのように変わりましたか	平成 29 年度		《参考》 平成 28 年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
良くなった	748	66.7%	585	65.4%
あまり変わらない	313	27.9%	265	29.6%
悪くなった	24	2.1%	19	2.1%
その他・無回答	37	3.3%	26	2.9%
合計	1,122	100.0%	895	100.0%

【保護者】
また、保護者に関しても子どもの成績が「よくなった」と回答している人が多く、その割合は子ども自信が「よくなった」と回答したものよりも大きいことが以下の表からわかる。
（表 3）

《参考》

お子さんの成績にどのような変化がありましたか	平成 29 年度		平成 28 年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
良くなった	786	69.8%	608	69.1%
あまり変わらない	264	23.4%	223	25.3%
悪くなった	22	2.0%	18	2.1%
その他・無回答	54	4.8%	31	3.5%
合計	1,126	100.0%	880	100.0%

学習意欲の変化
【生徒】
塾代助成カードを利用してからの学習意欲の変化について生徒に質問したところ 6 割の生徒が学習意欲が向上したと実感している。成績だけではなく、子どもの学習意欲にも塾代助成カードが影響を与えていることがわかる。

（表 4）

《参考》

学習意欲にどのような変化がありましたか	平成 29 年度		平成 28 年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
向上した	678	60.4%	511	57.1%
あまり変わらなかった	410	36.5%	346	38.7%
後ろ向きなった	13	1.2%	5	0.5%
その他・無回答	21	1.9%	33	3.7%
合計	1,122	100.0%	895	100.0%

【保護者】
また、保護者に対し、塾代助成カードの利用による子供の学習意欲の変化について質問したところ、学習意欲が「向上した」という回答が 68.1%(767 人)となっており、子供の成績と同様、保護者から見ての生徒の学習意欲にも変化があることがわかる。

（表 5）

《参考》

お子さんの学習意欲にどのような変化がありましたか	平成 29 年度		平成 28 年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
向上した	767	68.1%	581	66.0%
あまり変わらなかった	302	26.8%	268	30.5%
低下した	8	0.7%	8	0.9%
その他・無回答	49	4.4%	23	2.6%
合計	1,126	100.0%	880	100.0%

学力・学習意欲以外の変化

・塾代助成カードを使って学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などを利用したことによってどのように変わったかを生徒に質問したところ、「学習する機会が増えた」「不得意な学習がわかりやすくなった」などの回答が多かった。

（表 6）

（複数回答可）

《参考》

カードを利用したことでどのように変わりましたか	平成 29 年度		平成 28 年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
学習する機会が増えた	525	46.8%	427	47.7%
不得意な学習がわかりやすくなった	403	35.9%	340	38.0%
学校の授業がわかりやすくなった	270	24.1%	206	23.0%
得意な学習や習い事で自信がついた	245	21.8%	172	19.2%
もっと学びたい気持ちが強くなった	171	15.2%	124	13.9%
特に変わらない	180	16.0%	145	16.2%
将来の目標や夢に役立つ学習や習い事を増やすことができた	135	12.0%	79	8.8%
回答者数	1,122		895	

C まとめ

大阪市の塾代助成事業は子供が塾や習い事に通うことで家計を圧迫させないために始まった政策であり、大阪市内でも多くの中学生が利用していることがわかる。ここでは対象とされる子供が中学生であるので、高校受験を控えていてかつ義務教育最終過程にいる中学生こそが最も予算を出してでも支援するべき子供たちであるという市の判断が伺える。

（表４）より塾代助成カードを利用した家庭の子供やその親の意識調査では主に成績が向上した答える人が多かった上に、（表５）からは 12%の人が将来の目標や夢に役立つ学習や習い事を増やすことができたと答えている。塾代助成事業がただ単に子供に学校外教育を

させて成績を伸ばすだけの事業ではなく、子供達に将来の自分について考えるきっかけを与える事業にもなりうるのではないかと考える。

また塾代助成事業は子どもの学校外教育に関する支援という目的に絞って行われているため、支給対象者から肯定的な評価を受けているように考えられる。

3.1.4 子ども食堂

「こども食堂」とは 2012 年に東京都大田区で「気まぐれや親だんだん」を経営する近藤博子さんが名付けたのが最初であるとされている。近藤さんが、知り合いの校長から給食以外はバナナ 1 本で過ごす子供がいるという話を聞いたところから、同じような子供が他にも大勢いるのではないかと考え、貧しい子どもだけでなく誰でも 1 人で安心して食事できる食堂を作り、「こども食堂」と名付けた。このこども食堂「第一号店」は「貧困の家庭の子どもを集めてごはんを食べさせる」という支援対象を限定しない形で始まった。(湯浅、2019) 2013 年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定されて、翌年 2014 年には政府の大綱が策定され、全国各地で子どもの貧困対策が実践段階に入った時期になった。このころからマスメディアにより「子どもの貧困問題」と関連させて「こども食堂」が頻繁に紹介されるようになった。「こども食堂」は当初「貧困状態にある子ども」のためだけに開かれた食堂ではなく、地域が子どもの食事を準備することによって、地域間交流の拠点となることも目的の一つとして始まった。しかし、マスメディアの発信によって、「こども食堂＝子供の貧困対策」という構図が成立したと湯浅は主張する。「こども食堂＝子どもの貧困対策」という誤解はこども食堂の全国普及の妨げになる。例えば、こども食堂を開設したいとする声が高まる一方で自治会などが「こども食堂を開設することは地域に貧困状態の子どもがいることを示してしまう」と考え、こども食堂の開設に賛同しないということもあった。湯浅は「子ども食堂＝子どもの貧困対策」という誤解を解き、全国各地のこども食堂の普及を推し進めた。NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえが行なった調査によると、2020 年では 4,960 箇所のこども食堂が開設されており、この数値は 2019 年 6 月に発表した数値よりも、1,242 箇所増加している。

湯浅はメディアによって「子ども食堂＝子どもの貧困対策」という誤解が広まっていったと主張しているが、実際に子ども食堂は子どもの欠食・孤食・食育への対策などの地域の中の子どもの居場所作りだけではなく、高齢者の孤食への対策や居場所づくり、働く保護者の憩いの場所を提供する役割を持っていることが多くなっている。子ども食堂はその参加対象者や参加者への働き方の違いから、湯浅 (2017) は子ども食堂を以下の図 1 のように類型化した。

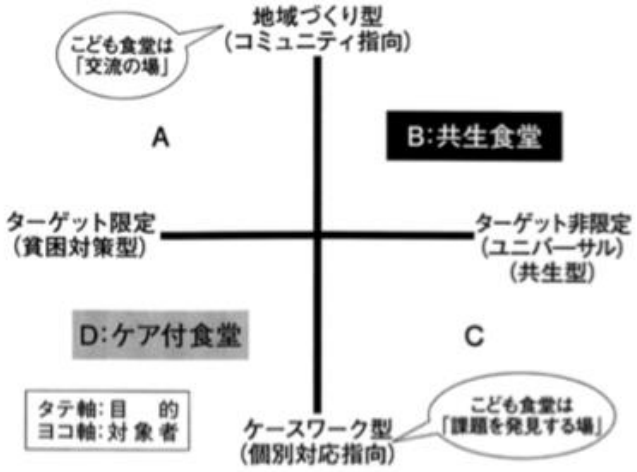

(図 4)子ども食堂の類型（出典：湯浅、2017. 77 項）

子ども食堂の多くがＢ型かＤ型であるとされ、Ｂ型は貧困世帯の子どもだけではなく、地域の様々な人が参加することができる交流拠点としての子ども食堂である。D 型は一緒に子ども食事を摂ることによって、支援者と支援を受ける者の信頼関係を構築し、家族や学校、進路など様々な生活課題へ対応して課題を解決を目指す拠点としての子ども食堂である。

ここで、福岡市を例としてどのような形で子ども食堂が運営されているのかについて、その実態を述べる。

福岡市では子ども食堂は、子どもの食と居場所づくりの一環として行われている。福岡市は経済的な事情で十分な食事が取れない子や、家の中でたった一人で食事をしている子などがいる中で、子供たちへの温かい食事の提供に加えて、大人と一緒に調理をしたり、宿題をしたり、子供同士の遊び体験をしたりするような居場所作りを行う団体を募集し、その活動の一部を助成することで NPO ボランティア団体等の取り組みを支援している。支援を受けると、子ども食堂の運営にあたる経費の自己負担を軽減することができ、保健所からの食品衛生上の指導を受けることができる。

以上のような事業を行う事業所を福岡市が一年を通して募集をかけ、開催頻度は、月１回以上、開催時間は１回あたり概ね 3 時間以上などの条件を満たした場合、事業を運営する補助をしている。

補助の対象としている団体は、NPO ボランティア団体等で、定款・会則等を備えている団体（ただし、宗教・政治活動を目的とした団体は対象外）である。

これら「子供食堂」を運営する事業は、地域の社会福祉協議会が学校や学校、企業、行政と連携して実施されている。

福岡市で行われている子ども食堂について、例えば「香椎子ども食堂プロジェクト」では毎週木曜日に子供とその保護者も一緒に参加することができる食堂を開催している。食事

を十分に取れない子供を無くしていくという目標を長期的にもち実施されているが、実際に開催頻度は週に 1 回であり、貧困層の子供達の救済を目的とするには、残念ながらまだ程遠いと考えられる。また 7 月下旬からは新型コロナウィルスの影響で開催を中止しており、継続的に子供達の居場所作りをすることの難しさが伺える。

また、NPO 法人「さわら子ども食堂」では、2016 年子ども食堂事業を始めている。こちらでもコロナウィルスの影響により、フードバンク福岡などから寄せられた食材や、子ども食堂で購入したパンやお菓子を配布するなどし、みんなで一緒に食事をとることを控えている。コロナ禍の前に比べ、一回の参加者は約 3 倍の 100 人規模に増えており、食料配布に切り替わることによって参加のハードルが低くなったことや、コロナウィルスの影響で収入が減った家庭が増加したことも背景として考えられる。

3.2 現金支給による格差是正対策の利点と問題点

第 3 章 1 節において、内閣府による児童手当や地方自治体による児童扶養手当、大阪市の塾代助成事業について述べたが、ここでは現金支給による格差是正対策の利点と問題点について述べる。現金給付によって子供が将来的に貧困から抜け出す可能性があるのかどうかについて、阿部（2014）は次のように述べる。

> まず、現金給付には、子どもが将来貧困から抜け出す確率を高める効果があるのか。答えは「ある」である。これを「所得効果(income effect)」という。社会科学者が、所得効果を測る時には、親の育児に対する態度や近隣の状況など、貧困の諸側面の影響を出来る限り除き、純粋に所得だけの効果を測る。その結果、所得効果は確実に確認されている。（p134）

児童手当や特別給付金など、金銭的な支援を制作として行う場合、「必ずしも給付金が児童のために利用されておらず、お金の使い道が親によって決められてしまう」ということから、現金給付よりも現物・サービス支給の方が優れているという論が主張がなされる場合もある。これを回避するために、現金支給の場合でも、大阪市の塾代助成事業のような特定の目的のための給付政策を制定されたのではないかと考える。また、阿部（2014）によると、現物（サービス）のみの給付政策よりも、現金給付政策または現金給付に加えて、親への就労支援などのサービスを給付する政策の方が、世帯所得も上昇し、子供が貧困からの毛出せる手助けになりやすいと主張する。現金給付の方が現物（サービス）給付と比較して、世帯が一番必要としているものに変換することができるため、給付される現物（サービス）によって、効果が大きく変わってしまう現物（サービス）給付政策よりも手っ取り早く効果を発揮することができると考える。以上より現金支給は現物（サービス）支給政策よりも有効的であることから、国や地方自治体が政策の一つとして取り入れていると考えられる。

また阿部は現金支給による格差是正政策の問題点も述べている。日本において実施されて

いる子育て世代向けの現金給付政策の中で代表的なものは第 3 章 1 節で述べた児童手当である。児童手当はその性質より、制限を多く設けず、広く薄く子育て世代を支援する現金給付制度として現在は機能していると言える。特に 2000 年代に入ると、少子化問題が挙げられその対策の一環として児童手当が注目されるようになった。少子化問題と子育て支援を連動させて解決するための仕組みとしての児童手当となってからは、対象年齢の引き上げや所得制限の引き下げなどさらに広く浅く給付される制度となった。このような変遷を経て児童手当の受給者が増加することによって、子どもの貧困を解決する手段としては不十分な現金支給政策になってしまった。児童手当が広く浅く普及されることに伴い、主に母子家庭の子どもを現金によって支援する政策である児童扶養手当制度も子どもの貧困対策として着目された。しかしながらこちらの制度も 90 年代以降に母子世帯の数が急増することによって受給者も増加していき、母子世帯数のさらなる増加に政府も対策として満額を受け取れる収入制限を減額するなどの策を講じた。以上より、子どもの貧困対策として打ち出されている現金支給政策は、日本の子供の貧困率増加と格差拡大を背景にその性質を変遷させ、広く浅く支援する政策になることで、子どもの貧困を解決する手段として必ずしも有効的なものであると言えなくなりつつあるのである。

3.3 サービス・現物支給による格差是正対策の利点と問題点

第 3 章 2 節より、「給付されたお金の使い道が親によって決められてしまうため、必ずしも子供のために利用されるとは言い切れない」という点を除けば現金支給による格差是正対策がサービス・現物支給による格差是正対策に比べ有効的であるということを述べた。しかしながら、第 3 章 1 節で述べたとおり、子ども食堂の広がりは現金給付政策の広がりよりも凄まじく、全国各地で「地域交流拠点の増設」が進んでいると言える。サービス・現物支給による格差是正対策では、貧困により食べ物やその他生活雑貨を購入することが難しい人にボランティアが炊き出しを行ったり、物品を配給したりすることで、子どもが無料で食事をすることができる子ども食堂や、第 3 章 1 節で述べたように食事提供に変わり、フードバンクから寄付された食材やお菓子等が配られることである。こちらの利点としては配給を受けるのに面倒な手続きや登録が必要ない場合が多く、支援を受ける場合でも支援を受けることになった背景や理由を深く探られることがない場合が多いため、現金給付に比べて支援を受けやすいことである。また、子ども食堂などのサービス支給策ではただサービスを受けることだけではなく、支援をする者や地域住民との関わりを持つことによって、支援を受けるものがコミュニテイを持つことができる点などが利点として挙げられる。一方で問題点としては、現物を支給することは其の場凌ぎにすぎないということである。現物支給では現金支給と異なり各家庭で必要なものに還元することができないため、時に不必要なものが支給されてしまう場合には貧困問題の解決につながりづらいこともある。このことから、サービス・現物支給は現金支給よりも経済的格差是正対策として有効的ではないと考えられている。

3.4 子ども食堂の広がりと子ども貧困対策を考える

子ども食堂は第 3 章 3 節で述べたような、サービス・現物支給である。子どもの貧困対策や格差是正対策のためには現金支給である児童手当や児童扶養手当などの政策が挙げられるが、その一方で第 3 章 1 節で述べたように、子ども食堂などのサービス・現物支給を行う場所が急激に増加している。子ども食堂は現在地域の中で子どもの居場所としての意義や、地域内の交流を生む場所としての意義を持っているが、子ども食堂は単なる子どもの居場所だけではなく、その地域にすむ人にとってどのような影響を与えることができるのか。現在、その開催頻度や運営状況から考えて、子ども食堂を「子どもの貧困対策」「経済格差是正対策」として重要な対策方法のうちの一つであると断言してしまうことは、誤解を生む可能性がる。しかしながら、こども食堂を開設し運営する個人や NPO 法人の当初の意図としては、やはり経済的な理由により満足した食事を摂取できていない子どもや、両親共働き家庭または一人親家庭で食事を 1 人で取っている子どもに対して、精神的な支えになる居場所作りをしたいというものがる。子ども食堂を開設する側の当初の思いと、実際に子ども食堂が地域の中で果たす役割にはずれがあると考えられる。子ども食堂は図 1 で示した通り、その運営形態によって地域の中で果たす役割が異なっていると考えられるが、それぞれの形態で子ども食堂に関わる地域住民にどのような影響を与えることができるのだろうか。

子ども食堂が子どもの居場所、地域交流の拠点であるだけではなくて、子どもの貧困対策としての新たな意義や、子ども食堂に関わる人々にどのような影響を与えることができるのかについて、山口県の子ども食堂についての調査結果をもと分析・考察を行って行きたい。

4　子どもの居場所づくりの実態―山口県における調査結果から―

4.1 調査概要

山口県社会福祉協議会は、山口県における子ども食堂等子供の居場所（以下、子どもの居場所と言う。）の取り組み状況はどのようになっているのかについて、実態調査を行い提言書を取りまとめた。

《実態調査の概要》

〇調査対象

山口県こども食堂支援センターが把握している山口県内の子ども食堂等「食事」を提供する子どもの居場所 55 か所を対象とした。

〇調査方法

調査票を郵送にて配布回収を行った。なお、調査票様式は本会ホームページにも掲載し、メールによる調査票の提出も受け付けた。

〇調査期間

令和元年 10 月 24 日から令和元年 11 月 14 日
〇回収した調査票の数および回収率
46 か所（回収率 83.6%）

4.2 アンケートのまとめ

山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言―子どもの居場所作りの充実における中間的支援のあり方と社会福祉協議会の役割―（2020 年 3 月）では子ども食堂を営む団体へのアンケート調査が行われた。

以下はアンケートで質問された内容とその回答結果をまとめたものである。

ア 運営主体

居場所を運営している団体等について、最も多かったのは「NPO 法人」で 14 か所(31%)だった。ついで多かったのが「個人」で 12 か所(26%)、「任意団体」7 か所(15%)だった。他にも「市町社会福祉協議会」や「企業」などの回答があった。

(図 5)

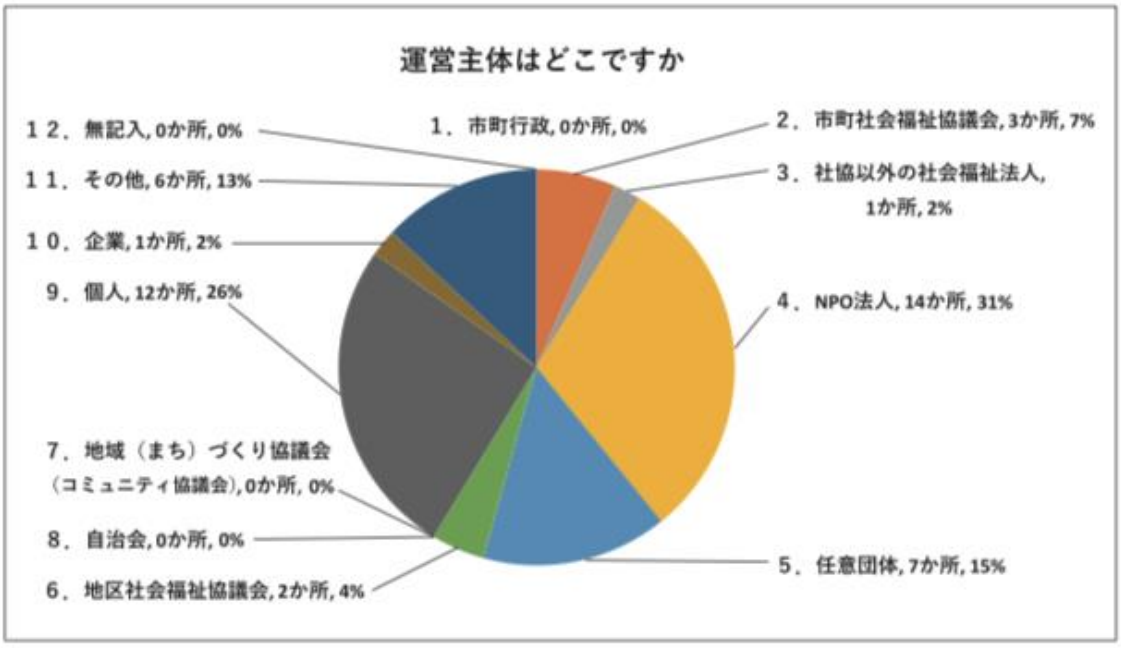

イ 開催場所

開催場所で最も多かったのは「公民館（地域交流センター）」で 15 か所(32%)だった。ついで多かったのは「小学校」で 7 か所(15%)となっていた。またその他「借家」「協会」などの回答があった。

公民館や小学校などで開催されていることが多いのはやはり子どもの居場所として定着しやすいことが考えられる。

(図 6)

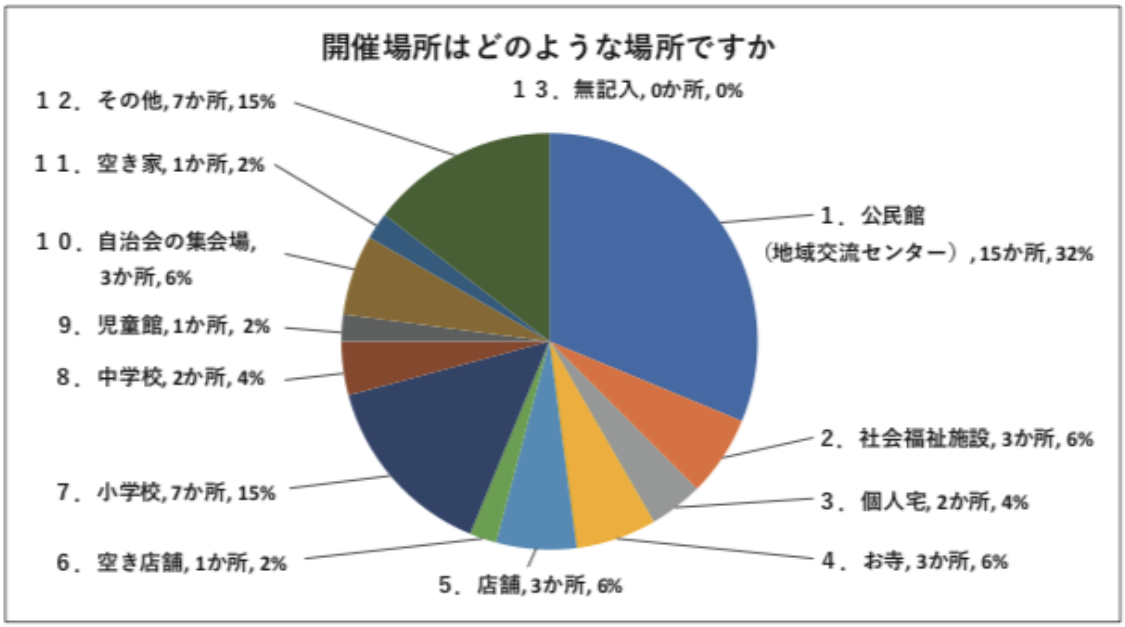

ウ 委託の有無

居場所の運営をどこから受託しているかについては、「どこからも委託は受けていない」と回答した居場所が一番多く 36 か所(78%)、委託を受けているのは 9 か所(20%)で、9 か所全てが市町行政からの委託により居場所を実施していた。

委託を受けずに子ども食堂を開催している居場所が半分以上を占めていることから、運営者が子どもの居場所について自ら考え子ども食堂開設という行動に移している居場所が多いということが考えられる。

(表 7)

居場所の運営について、どこかから委託を受けていますか。		
1．どこからも委託は受けていない	36 か所	78%
2．市町行政から委託	9 か所	20%
3．市町社会福祉協議会から委託	0 か所	0%
4．社会福祉法人から委託	0 か所	0%
5．その他	0 か所	0%
6．無記入	1 か所	2%

エ 開催の目的

居場所の開催の目的について一番重視していることについて、「地域のつながりづくり」と回答したところが 20 か所(43%)と一番多くなっていた。次いで多かったのは、孤食防止や子育て支援等の「家庭支援」を目的としているところで、17 か所(37%)だった、「貧困に対する支援」を目的としている居場所は 11 か所であり、そのうち約半数の居場

所である 6 か所は市から委託を受けている。

このことから、子ども食堂は貧困状態の子どもだけのものではなくて地域全体に開かれたものとして開設される場合が多いということが考えられる。また「地域のつながりづくり」に次いで多かった「家庭支援」というものも子どもの食事支援だけではなくて、子育て世帯の保護者の子育てに関する悩みや生活問題の解決ができる場所として子ども食堂が機能することを目指していると考えられる。

(図 7)

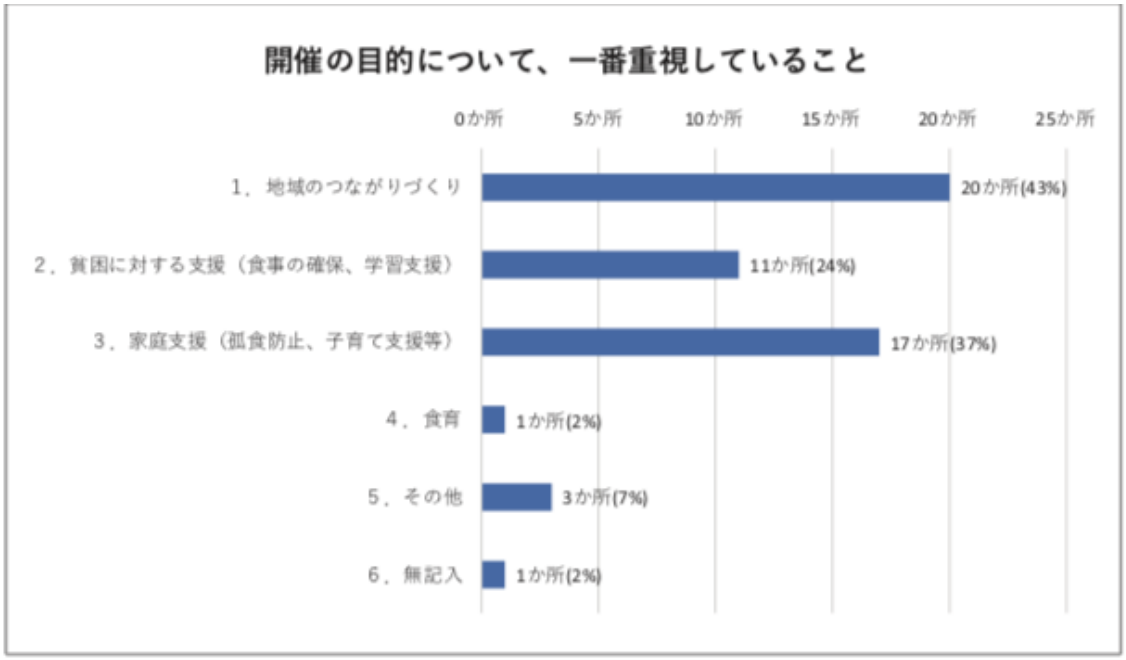

また、居場所の目的と委託の関係については下図の通りである。委託ありの場合にはその目的が貧困に対する支援である場合が多いのに対して、委託がない場合には、地域のつながりづくりや家庭支援を主な目的に開催される場合が多い。

市町行政や市町社会福祉協議会、社会福祉法人などは「貧困に対する支援」という目的で子ども食堂の運営を委託する場合が多いということであり、運営者が子ども食堂の立ち上げ者である場合と子ども食堂の意味付けが異なっていると考えられる。よって、市町行政など子ども食堂を間接的に支援する団体と、子ども食堂を直接的に運営する団体・個人では居場所づくりに対して異なる問題意識を持っていると考えられる。

(図 8)

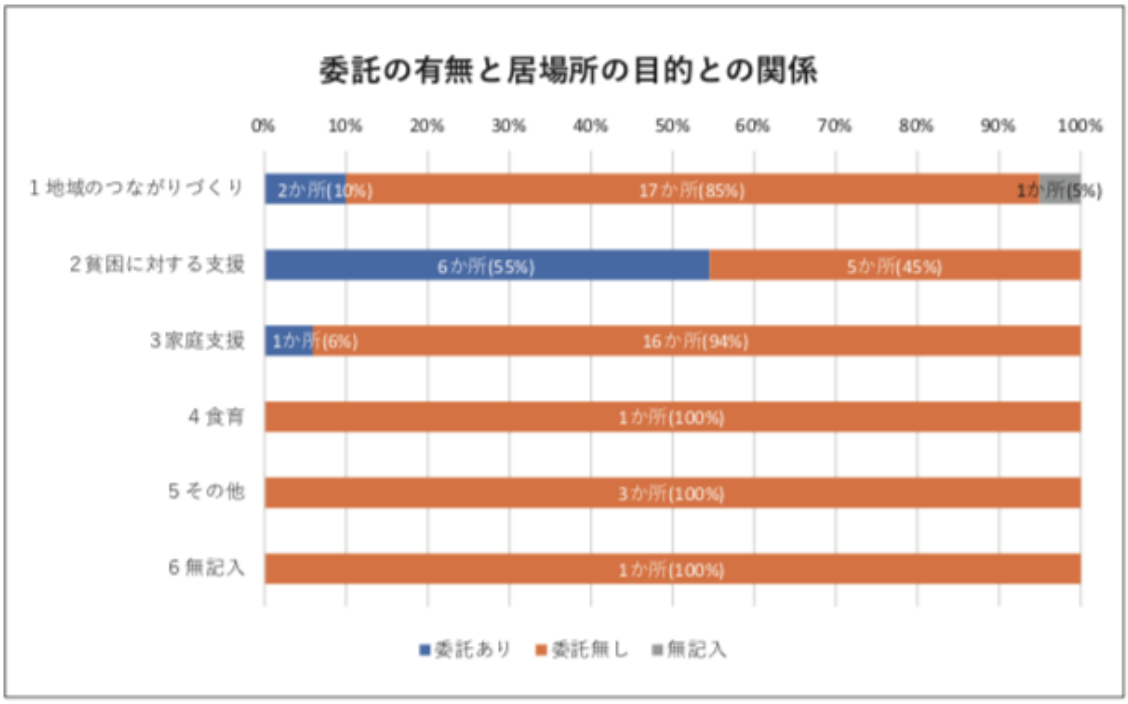

オ 提供プログラム

居場所において提供されているプログラムについて、43 か所(93%)で「調理された食事の提供」を行っていた。また、24 か所(52%)で「遊び体験」を 21 か所(46%)で「学習支援」を行っていた。「その他」のプログラムでは、登校支援（朝ごはんを提供する居場所)、多世代交流等が挙げられた。

子ども食堂は「食」を中心として多様なプログラムを行なっている。食を通して参加者と支援者の心の距離を縮めた上で遊び体験や学習支援などのプログラムを行うことによって、より地域内でのつながりを作ることができると考えられる。

(表 8)

居場所について、どのようなプログラムを提供していますか（複数回答）		
1．調理された食事の提供	43 か所	93%
2．調理を伴わない（購入したパン等）食事の提供	4 か所	9%
3．学習支援	21 か所	46%
4．遊び・体験	24 か所	52%
5．その他	7 か所	15%
6．無記入	0 か所	0%

カ 開催頻度

居場所の開催頻度について、一番多かったのは「月 1 回」及び「月 2 回」でそれぞれ 13

か所(28%)、次いで多かったのは「週 1 回」の開催で 11 か所(24%)だった。「その他」では、希望があれば随時、という回答が挙げられた。

開催頻度について、やはり日常の食事支援として子ども食堂が機能している居場所はほとんどないと考えられている。週に 2 回以上開催している居場所が無いことから、開催頻度を増やすことは子ども食堂の運営継続上、現状では難しいと考えられる。

(図 9)

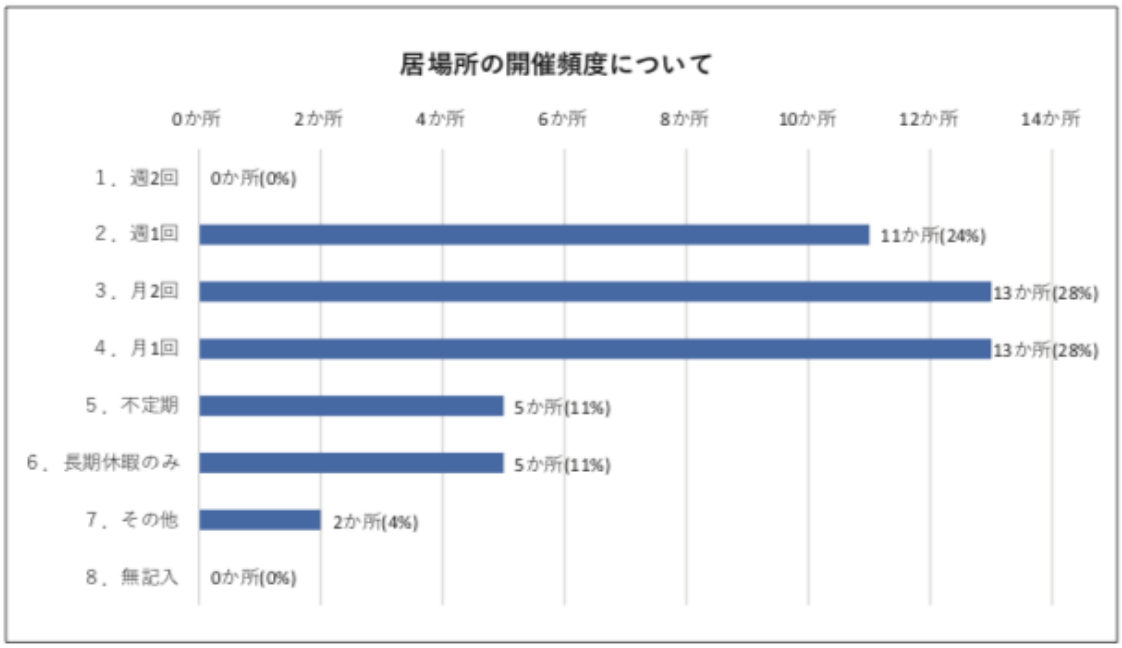

キ 対象者

居場所の対象について「子どものみを対象にしている」としているところは 19 か所(41%)で、「子ども以外の大人も対象としている」と回答しているところは 27 か所(59%)となっている。対象を子どものみにしている場合、行政からの委託を受けた居場所が多く 9 か所だった。

（表 9）

居場所の利用について、子ども以外も対象としていますか。		
1．子どものみを対象にしている。	19 か所	41%
2．子ども以外の大人も対象としている。	27 か所	59%
3．無記入	0 か所	0%

また、参加対象が子どものみのか大人も対象かということと委託の有無の関係については、下図の通りである。委託により実施している居場所全てが対象を子どものみとしている。委託による実施の場合、「エ 開催の目的」にある通り、居場所の目的が貧困に対する支援である場合が多い。このことを考えると、委託による実施の場合には、その対象及び目的は貧困家庭の子どもに対する支援であり、図 1 における「ケア付食堂」スタイルでの実施が多いことがわかる。

一方、子どものみではなく大人も対象としている子どもの居場所は委託ではない場合が多く、その目的も地域のつながりづくりや家庭支援が多いことから、図 1 における「共生食堂」スタイルでの実施が多いことがわかる。

行政は子ども食堂をあくまで子どもの居場所として子どもの貧困問題解決のために、必要最低限に参加者を絞っていると考えられる。このことからも、子ども食堂を直接運営する団体・個人と、運営者に委託する行政の間で子ども食堂の意義の捉え方が異なっていると考えられる。

(図 10)

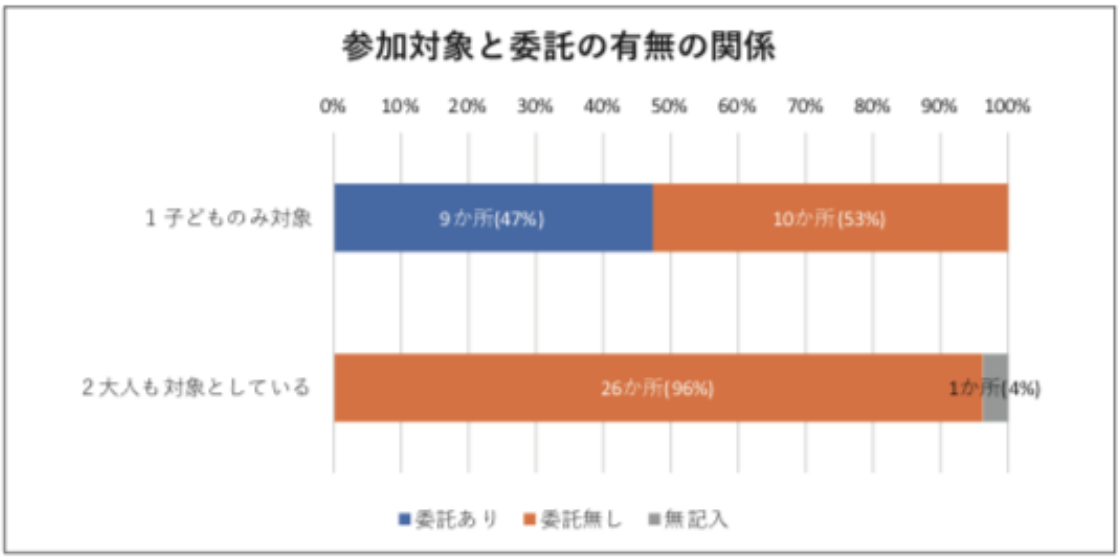

また、開催の目的と参加対象の関係は下図の通りである。開催の目的が「貧困に関する支援」の場合、子どものみを対象とする場合が多かった。

(図 11)

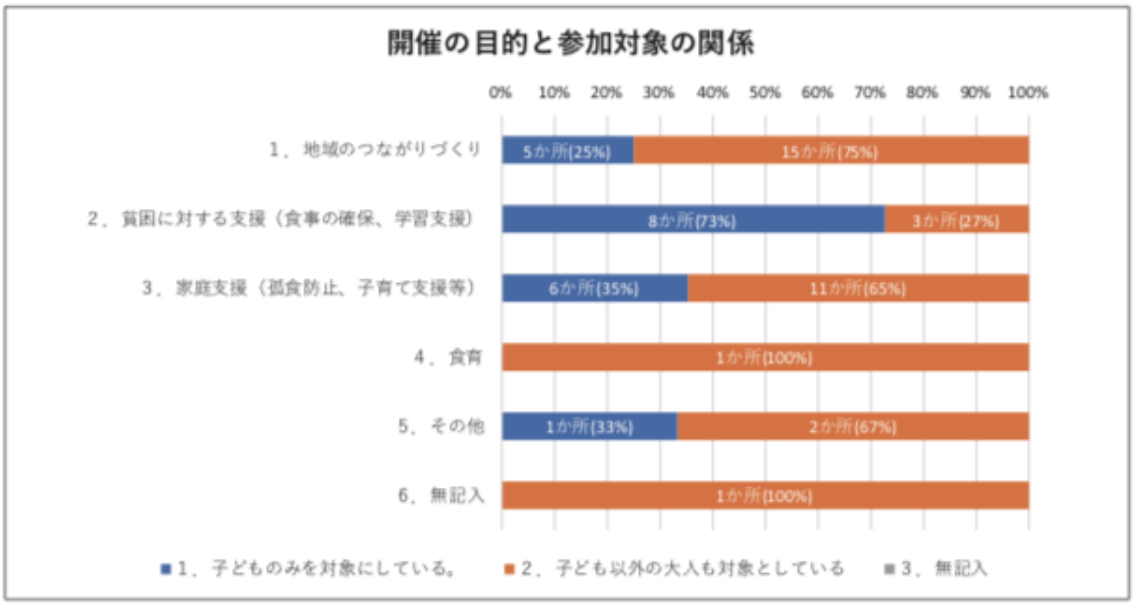

ク 1回あたりのスタッフ数

居場所を実施するにあたり、1 回あたりのスタッフの数は「6 人以上 9 人以下」のところが最も多く、17 か所(37%)だった。次いで多かったのは「10 人以上 19 人以内で 15 か所(33%)となっていた。

(図 12)

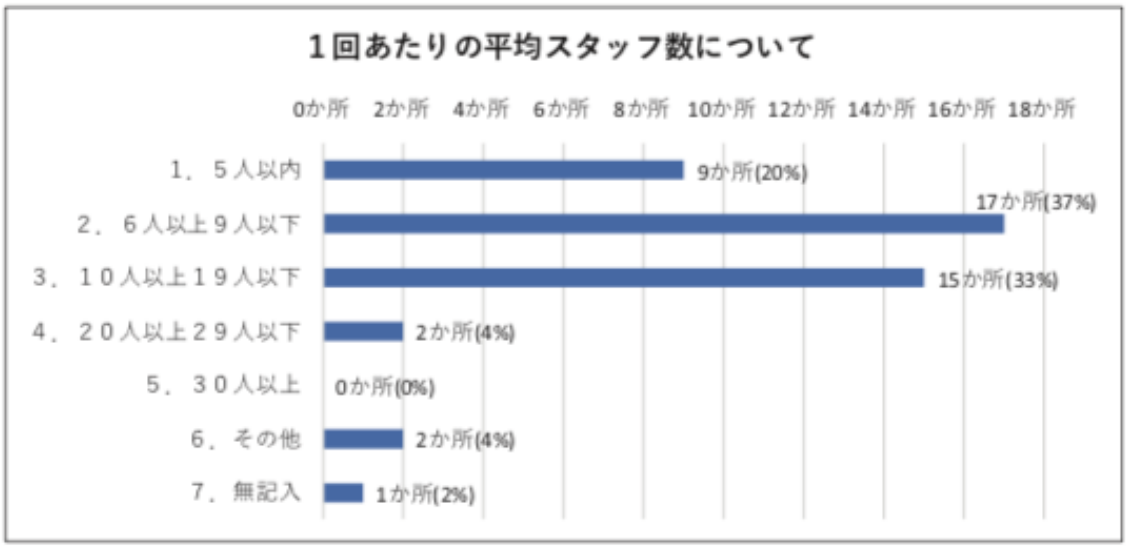

ケ スタッフはどのような人なのか

実施に当たるスタッフで 1 番多かったのは「地域のボランティア」で 37 か所(80%)に当たる居場所に地域のボランティアが関わっていた。ついで多かったのは「法人・団体（運営者）の職員（スタッフ)」で 28 か所(61%)、「学生ボランティア」が 21 か所

(46%)、「民生委員・児童委員(注 2)」が 18 か所(39%)だった。「その他」の回答では、友人・知人、家族という回答が見受けられた。

子ども食堂のボランティアとして最も多いのが地域のボランティアであることから、子ども食堂は地域住民と密接な関係を持っており、立ち上げから運営の継続まで地域住民の理解やボランティア参加が大きな影響を持っていると考えられる。

(図 13)

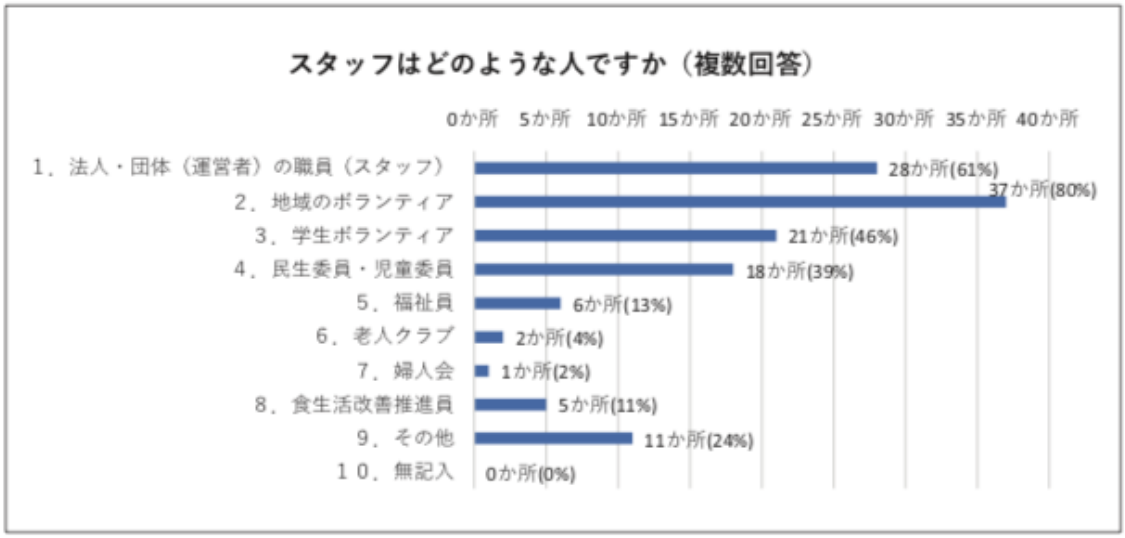

コ 利用人数

1 回の平均的な利用人数については「10 人以上 29 人以下」のところが 18 か所(39%)で一番多かった。次いで多かったのは「9 人以下」と「30 人以上 49 人以下」で 8 か所(17%)だった。また利用者が 200 人以上の大規模な居場所が 1 か所あった。

(図 14)

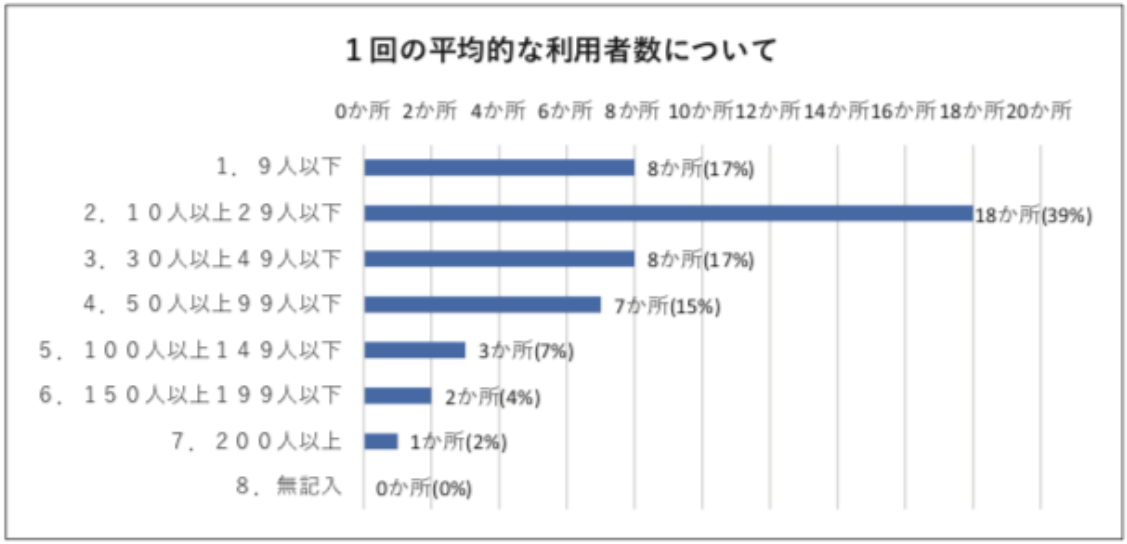

なお、居場所の利用者数と 1 回あたりの平均スタッフ数の関係については下図の通りだ

が、利用者数が多い場合にスタッフの数が多くなっているとは限らなかった。利用者数が 9 人以下でもスタッフの数が 20 人以上 29 人以下の居場所もあれば、200 人以上利用者数がいる居場所でもスタッフの数は 6 人以上 9 人以下である場合もあった。

（図 15）

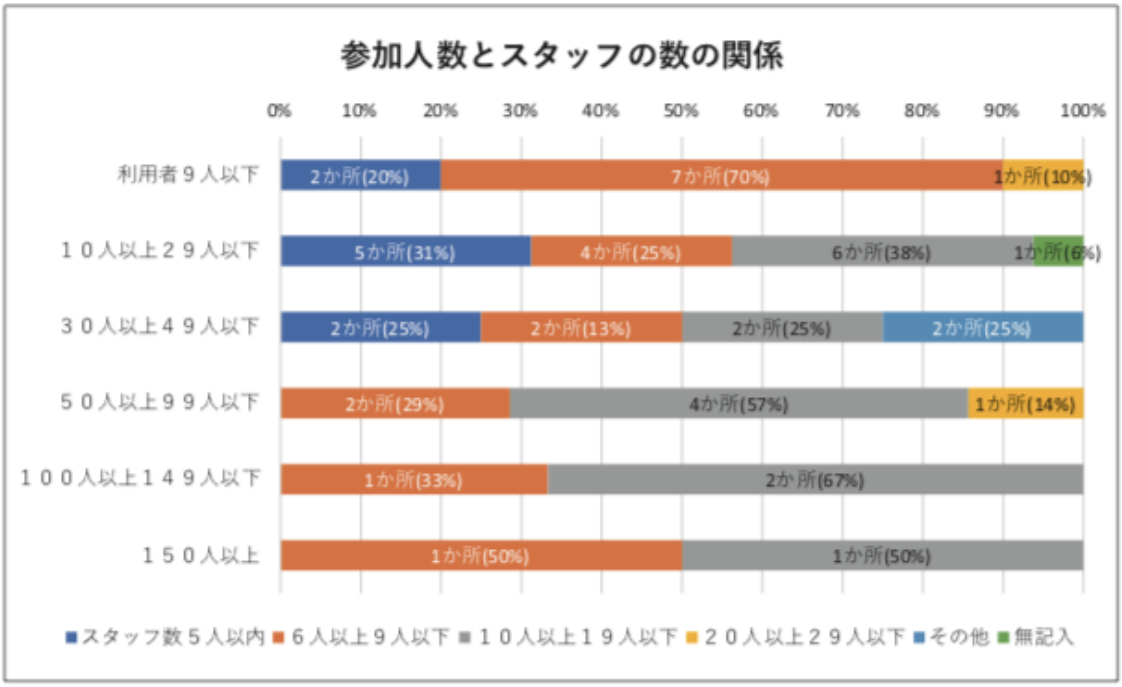

また、運営主体と利用者数との関係は、次の通りである。運営主体別の利用者数は様々だった。NPO 法人や社会福祉法人が実施する場合には利用者が多く、個人で実施する場合には利用者が少ないということはなく、法人格がある実施主体が実施する場合でも人数が 9 人以下の小規模な場所から 150 人を超える居場所もあるし、個人が実施する場合でも利用者数が 50 人を超える居場所も見受けられた。

個人が運営する場合でもボランティアの募集のノウハウを掴み大規模な子ども食堂として地域内で機能している場合があると考えられる。運営主体によって、利用者の集まり方が異なるということはなく、運営者や委託する団体の子ども食堂を開設する目的によって、利用者数が変わるのではないかと考えられる。

（図 16）

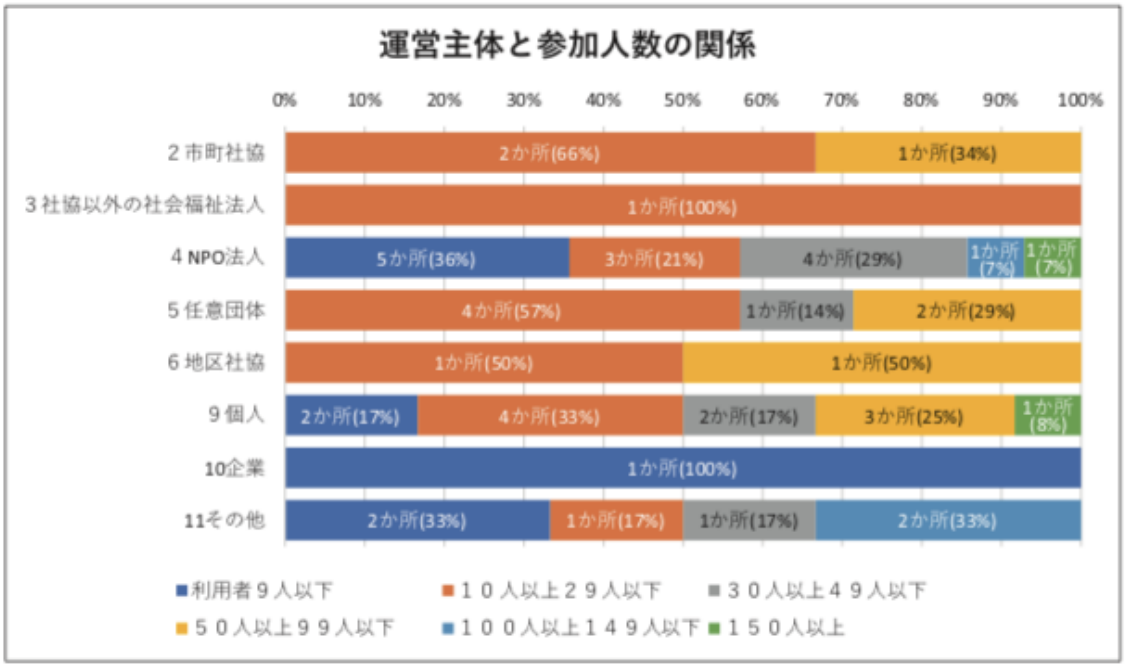

※運営主体として実施がない1 行政、7 地域づくり協議会、8 自治会、12 無記入は表から外している。

サ　利用料金

（ア）子供が利用する場合の利用料金

子供が利用する場合の利用料金については、「利用料なし」の居場所が 36 か所(78%)をしめている。次いで多かったのは「100 円以上 199 円以下」で 5 か所(11%)となっていた。大半の居場所において、子どもの利用料金は無料となっている状況であった。

（図 17）

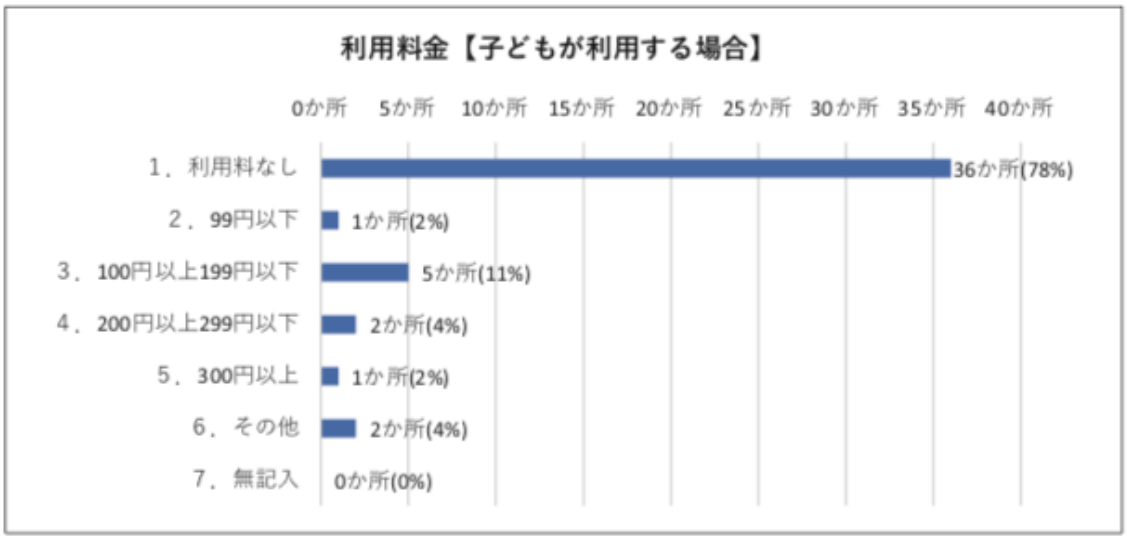

（イ）大人が利用する場合の利用料金

大人が居場所を利用する際の利用料金としては、一番多かったのは、「利用料なし」の居場所で 12 か所(44%)であった。次いで多かったのが「300 円以上」で 9 か所(33%)であった。大人が利用する場合にも利用料がかからない場合も多いが、子どもと比べると幾らかの負担が必要な居場所が若干多く見受けられた。

子ども食堂は無料もしくは安い値段で食事ができる場所として開設されている場合が多いが、これは食材等を寄附で十分に賄えておりさらに行政等から助成金などの支援を受けられているからこそ実現できているのではないかと考えられる。

(図 18)

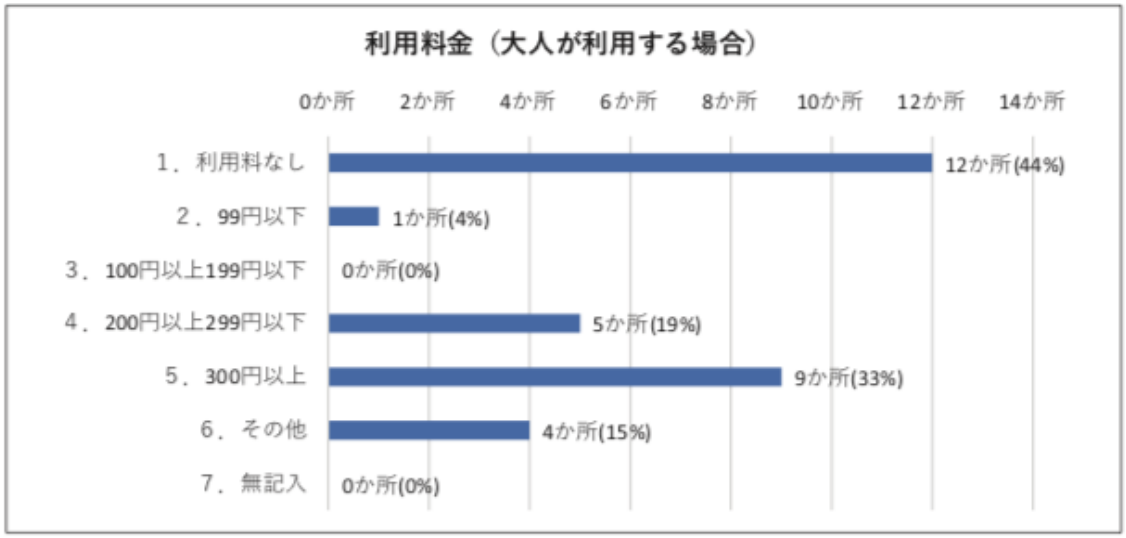

シ 財源

財源に占める割合で、最も多い財源は「運営主体の持ち出し」とした場所は 10 か所であった。次いで多かったのは「委託金」と「寄付金」であり、それぞれ 9 か所、「助成金（共同募金含む)」は 8 か所であった。「利用料」が運営財源の中で一番大きいとしたい場所は 6 か所であった。

（図 19）

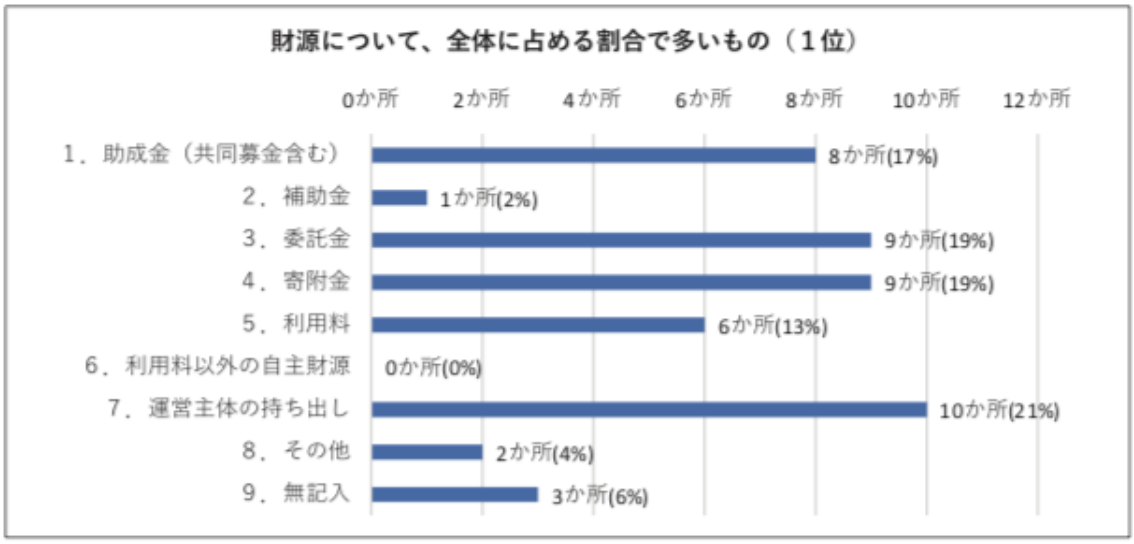

なお、運営主体別による財源全体に占める最も大きな財源は、下図の通りである。NPO 法人や任意団体等については、「助成金」や「委託金」ではなく、「利用料」や「寄附金」、「運営主体の持ち出し」が一番の財源である様子がうかがえる。

市町社協や社会福祉法人が子ども食堂を運営する場合、主に委託金で子ども食堂の運営が成り立っている場合が多く、NPO 法人では寄附や運営主体の持ち出しで成り立っている場合が多いのは、やはり参加対象者を子どものみにしているか否かによるものだと考えられる。市町社協は子ども食堂を子どもの貧困対策の一環と捉え、参加対象者を子どもに絞っている居場所が多い。そのため委託金等で子どもに焦点を当てた食事支援を行えるので、寄附や持ち寄りなどが財源の中心にならないのではないかと考えられる。

（図 20）

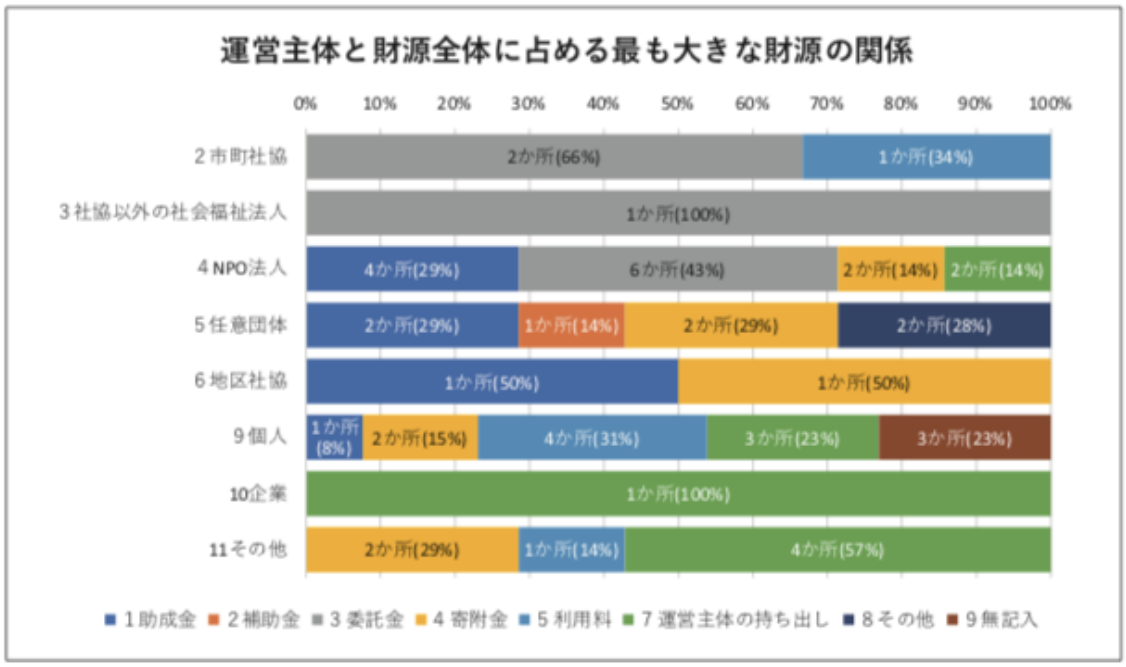

※運営主体として実施がない1 行政、7 地域づくり協議会、8 自治会、12 無記入は表から外している。

ス 必要経費の内訳

運営に必要となる経費の中で一番費用がかかるものは「食材費」と回答したところが一番多く、46 か所中 35 か所だった。次いで費用がかかると回答が多かったのが「紙皿等消耗費」「会場費」だった。

（図 21）

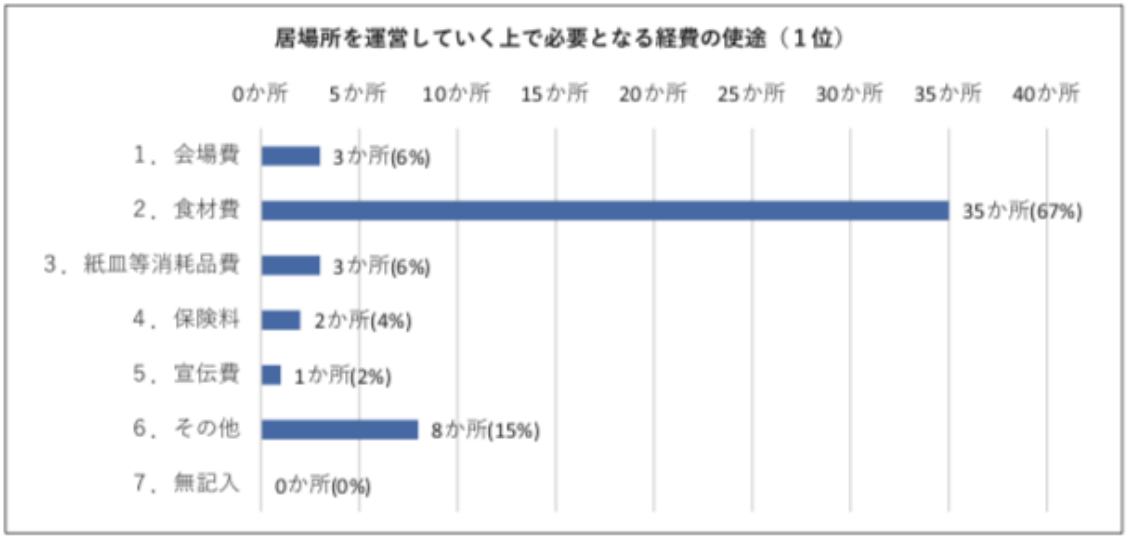

セ 食材の調達

提供する食事の食材について、その調達方法で一番多かったのは「スーパーマーケット・

食料品店での購入」で 35 か所(76%)であり、量の多い少ないはあれども店舗で購入している状況があった。併せて「地域住民からの寄附」、「近隣農家からの寄附」等により食材を調達する場合も多く、33 か所(72%)だった。「フードバンクからの寄附」とうにより食材を調達する場合も多く、33 か所(72%)だった。「フードバンクからの寄附」や、フードバンクを通じて食料品店等に寄附を受けている居場所も多かった。

(表 9)

食材の調達方法について（複数回答）		
1．地域住民からの寄附	33 か所	72%
2．近隣農家からの寄附	29 か所	63%
3．農協、食料品店から直接いただいた寄附	14 か所	30%
4．フードバンクを通じて食料品店等から頂いた寄附	22 か所	48%
5．フードバンクからの寄附	26 か所	57%
6．スーパマーケット・食料品店での購入	35 か所	76%
7．その他	8 か所	17%
8．無記入	0 か所	0%

ソ 寄附等財源の確保

寄附金の募集について、寄附金を「募集している」と回答した居場所は 32 か所(70%)で、「募集していない」と回答した居場所は 12 か所(26%)だった。

このことから、子ども食堂は寄附金を募集することによって、運営を継続することができる居場所が多いということが考えられる。食材の調達状況から見ても、スーパーマーケットで食材を購入している居場所も多いため、運営のためにある程度の現金が必要であることがうかがえる。

(表 10)

寄附金の募集をしていますか。		
1．募集している	32 か所	70%
2．募集していない	12 か所	26%
3．無記入	2 か所	4%

寄附金を募集する場合に行っている工夫としては、ホームページや SNS 上に寄附の募集案内を掲載する、会場に募金箱を設置する、会場の掲示板に記載する、近隣の商店や公民館などにチラシを設置するなどがあげられた。

また、運営主体別の寄附募集の有無は下表のとおりである。多くの運営主体がが寄附を募集して財源の確保を図っているが、個人で実施している場合は寄附を募集していない居場所が多い傾向が見受けられる。

個人で子ども食堂を立ち上げて運営している場合は、助成金や利用料、持ち寄りで財源を確保している場合が多いため、寄附を募っていない居場所が多いのではないかと考えられる。または個人の場合は NPO 法人等と異なり、寄附金を募ることが難しい場合が多い

のではないかと考えられる。

(表 11)

	寄附を募集している	寄附を募集していない	無記入
2 市町社協	3 か所	0 か所	0 か所
3 社協以外の社会福祉法人	1 か所	0 か所	0 か所
4 NPO 法人	14 か所	0 か所	0 か所
5 任意団体	5 か所	2 か所	0 か所
6 地区社協	1 か所	1 か所	0 か所
9 個人	4 か所	6 か所	2 か所
10 企業	0 か所	1 か所	0 か所
11 その他	4 か所	2 か所	0 か所

※運営主体として実施がない1 行政、7 地域づくり協議会、8 自治会、12 無記入は表から外している。

タ 現在連携している団体・今後連携したいと思う団体

居場所を運営していくあたり、現在連携している団体はそれぞれの居場所で様々だった。最も多く連携が取られているのは「フードバンク」で 34 か所(74%)が連携をとっていた。ついで多かったのが「地区の民生委員・児童委員」で 29 か所(63%)、「山口県こども食堂支援センター」が 28 か所(61%)、「行政」が 25 か所(54%)、「小学校」が 24 か所(52%)となっている。

連携している内容については、フードバンクとの連携は食材の提供、民生委員・児童委員は当日の運営支援である。主任児童委員が子供が多い世帯へ直接居場所の案内をしている場合もあった。山口県こども食堂支援センターは、居場所を実施するにあたっての相談の受付、情報提供、研修機会の提供等により各居場所との連携をとっている。小学校との連携については、会場の提供、居場所を開催するにあたっての案内、学習支援等で連携が行われている。そのほかには、企業からは食材や資金の寄附の提供や体験プログラムの提供を、行政からは講演や助言等により連携しているという回答が挙げられた。

連携内容として、主に食材や場所、資金面での連携と、参加者への案内等の連携があると考えられる。食材や場所、資金面での連携は子ども食堂の運営上最も大切な部分であると考えられる。一方で参加者への案内や学習支援、体験プログラム等は子ども食堂を広げていく上で必要な部分であり、各居場所は様々な団体と連携しているのではないかと考えられる。

（図 22）

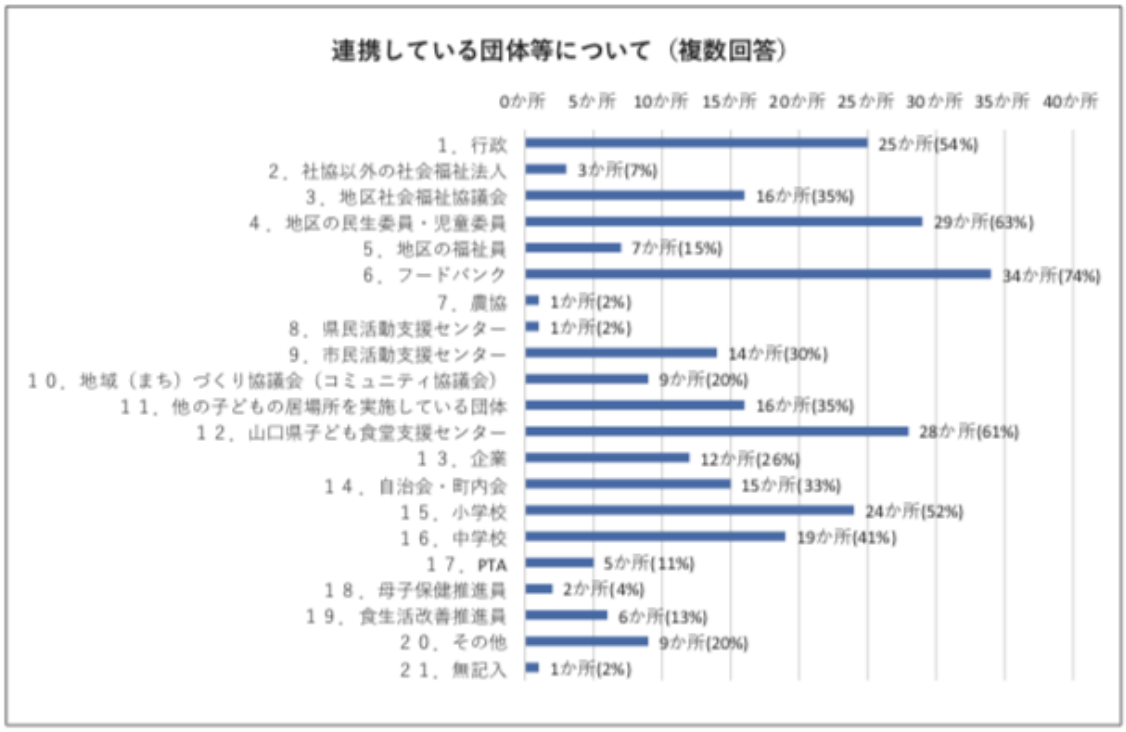

また、今後居場所の運営にあたり連携を取りたいと考えている団体等について、一番回答が多かったのは「小学校」で 20 か所(43%)であった。次いで多かったのが、「地区の民生委員・児童委員」で 17 か所(37%)、「行政」と「中学校」で 15 か所(33%)であった。自由記述では、特に学校に対しては、居場所の開催に関する周知及び先生が気になっているこどもへの声かけや居場所への橋渡しについて希望する意見が多く挙げられた。その他の意見として、企業に対しては寄附やそれぞれの業種を位階しての関わりを期待すること、福祉施設に対しては体験等プログラムで関わりを持って欲しいとうが挙げられ、他団体との連携に様々な期待が寄せられていた。

このことから、子ども食堂はただ食事をする場所というだけではなく、参加者の子どもたちの生活課題の解決ができる場所になるように連携を強めていきたいと考えているのではないかと考えられる。

（図 23）

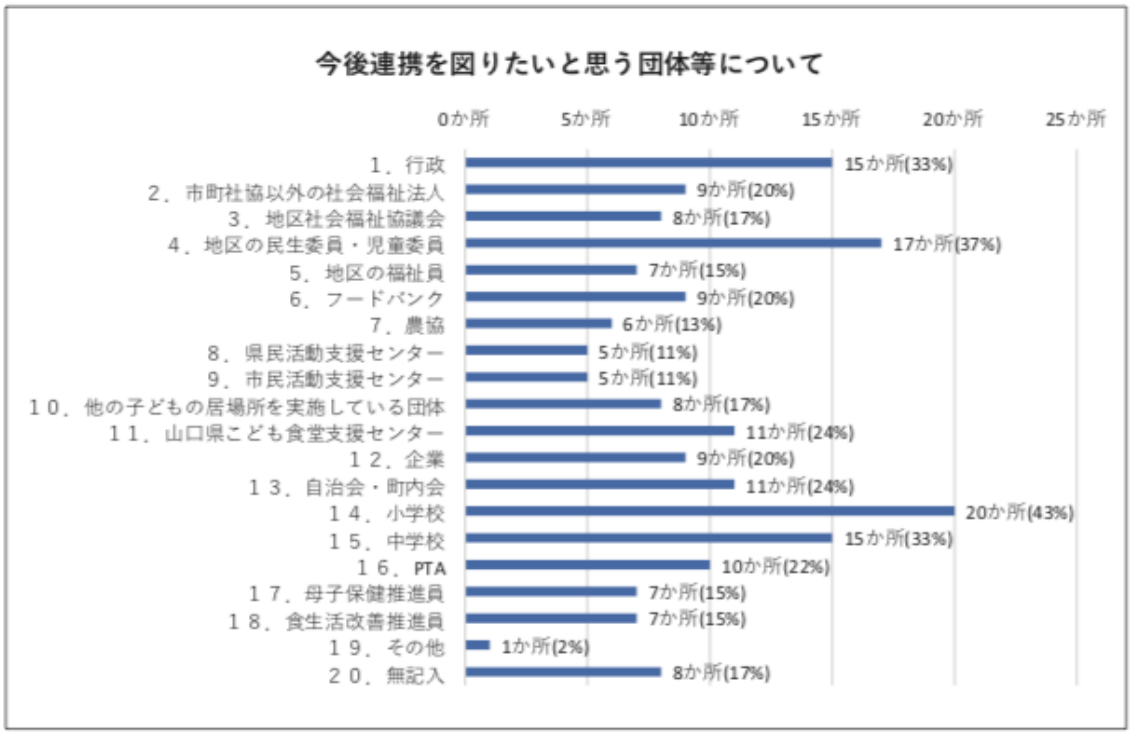

チ 市町社会福祉協議会の関わり

立ち上げから現在の運営に至るまでに、市町社協の関わりはあるかということについて、「ある」と回答したところは 18 か所(39%)、「ない」と回答したところは 24 か所(52%)であった。市町社協との関わりの内容は、助成金に関する情報提供や民生委員・児童委員と居場所との顔つなぎ、社協の広報誌に居場所について掲載する等であった。

子ども食堂の多くが、市町社協と関わりなしで立ち上げていることから、市町社協の子ども食堂に対する支援は手薄であると考えられる。

(表 12)

立ち上げから現在の運営に至るまでに、市町社会福祉協議会の関わりはありますか。		
1．ある	18 か所	39%
2．ない	24 か所	52%
3．無記入	4 か所	9%

ツ 運営上感じている課題

居場所を運営するにあたり感じている課題は様々であった。その中でも、全体の 54%である 25 か所の居場所において、「資金の確保」が課題と回答されていた。ついで多かったのが「ボランティアの確保」で 24 か所(52%)、「きて欲しいと思う人への働きかけがうまくいかない」が 20 か所(43%)という結果になった。自由記述では、当日運営するためのボランティアやスタッフが十分でないということ、食材の調達や財源の確保とう、居場所を

維持していくために安定した財源や食材の確保が課題となっていることが多く見受けられた。

また、本当に必要な家庭の子供たちにどのように声をかけ、利用してもらうか、居場所を継続していくためのビジョンの共有が難しい、食事提供することで手いっぱいになっているため子供とのコミュニケーションが十分に取れていないという課題も挙げられていた。

そのほかには、参加者である小学生が中学・高校と上がっていく中で子ども食堂の担い手となって参加してくれるようになると嬉しい、という期待も挙げられた。

(図 24)

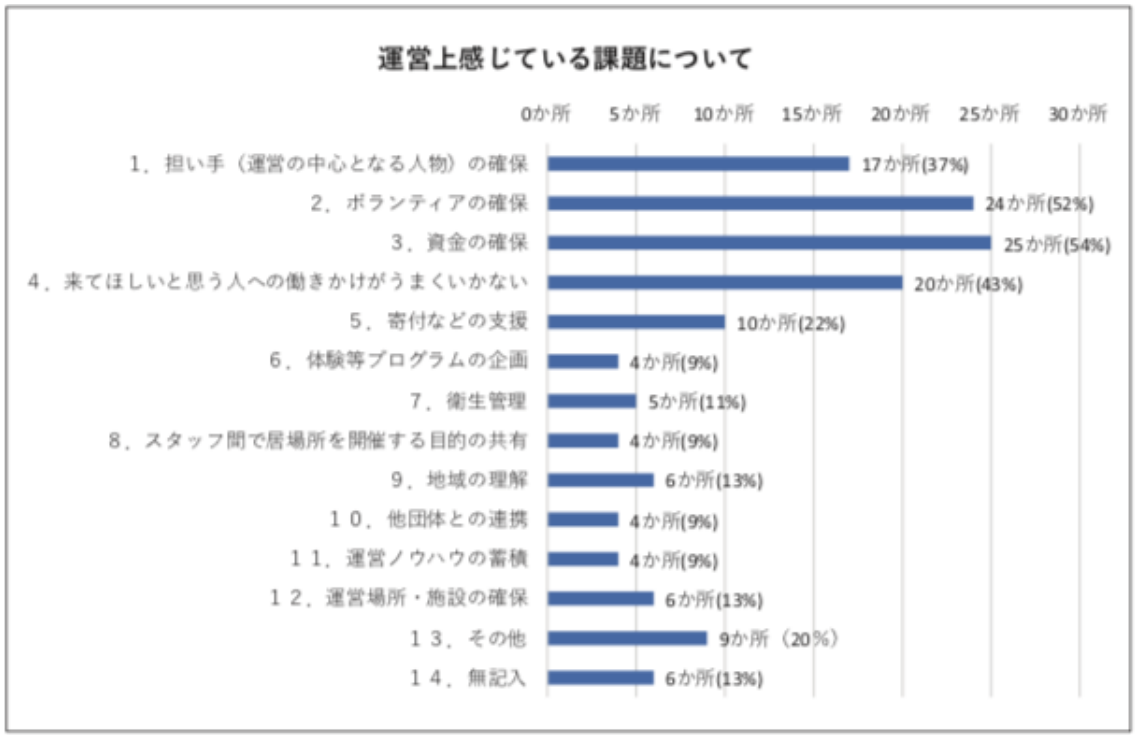

なお、多くの居場所が課題と感じている資金の確保については、委託の有無にかかわらず課題として考えられていた。委託により実施している居場所については、委託金により運営が可能と思われがちだが、実際には、委託により居場所を実施している 9 か所のうち、6 か所が財源確保を課題と感じている。そのため、委託があるから財源的に安定した運営が継続できているとは言えない状況があることがわかる。

資金確保に関して課題であると感じている団体が多いことから、助成金を受けることや寄附を集めることに関して課題を感じている団体が多いのではないかと考えられる。また人手不足に関しても、ボランティアの募集に関しての課題であり、居場所から情報を発信することについての課題があるのではないかと考えられる。

（図 25）

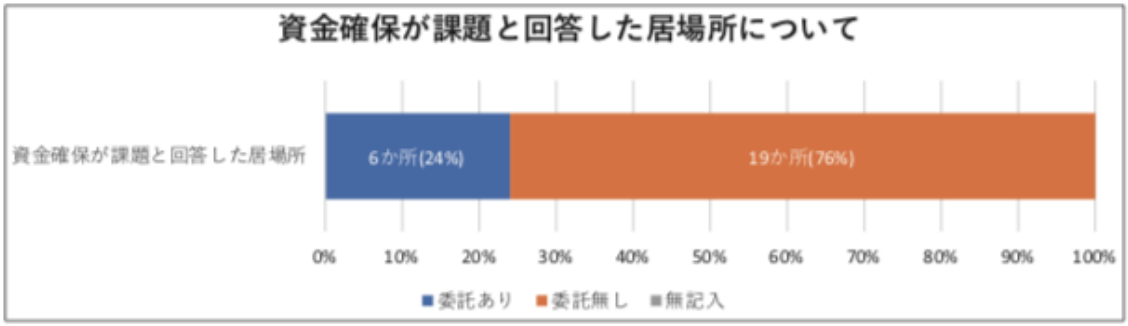

テ 支援があるといいと思うこと、社協に期待する関わり

運営をしていくにあたり、どこからどのような支援があると良いと思われるかという設問については、安定した運営に向けての行政等からの金銭的な支援、地元企業からの資金・食材の寄附、子どもの現状を知るための研修会や勉強の場などが多く挙げられていた。また、運営をしていくにあたり、市長社会福祉協議会にどのような関わりを期待するのかという設問については、多くはボランティアスタッフの紹介、必要と思われる子供と居場所の橋渡し、自治体、学校、地域自治会や民生委員・児童委員との連絡窓口になること、補助金等資金確保に関する支援、地域住民に対する情報の発信、食事以外の部分での子供の見守りなどが挙げられた。

居場所は課題を解決するためには他団体との連携が必要であると考えていることが分かる。資金確保やボランティア人材の確保、居場所からの情報発信（広報）に関してはある程度ノウハウをつかんでいる他団体や、行政からの情報提供によって解決するべき課題であるとしていると考えられる。

山口県内で展開されている子ども食堂のうちで、3 か所を選び、それぞれの実施状況や抱える課題、社協に期待する支援についての聞き取り調査が行われた。以下はその調査結果をまとめたものである。

（その１）

青空食堂（防府市）

概要

実施団体：医療法人　博愛会

開催頻度：週２回

内容　　：学習支援、調理・配膳実習、食事提供

活動 PR：母子家庭など支援が必要な子どもたちの応援

活動立ち上げのきっかけ

理事長からの提案で、貧困家庭への支援。地域貢献の一環として法人が運営する企業主導型

保育所に設置された共有スペースを有効活用して実施する事になった。

立ち上げに苦労した点

山口県子ども支援センターが開催した「子ども食堂解説セミナー」を受講し子ども食堂の解説マニュアル（案）を参考に準備。

現在の居場所の様子等

（１）地元民生委員・児童委員、社協との関わり

対象は子どものみ。小学生を中心に毎回５人から１０人の子供が参加。民生委員・児童委員が地域で気になる子どもに参加を呼びかけている。

つながりを大事にしていて、気になる子どもを青空食堂につなげるように関わりを持っている。民生委員・児童委員に毎回参加者を募ってもらい、調整している。当初は月２回の開催だったが、頻度を増やし、学習支援も行っている。

社協とは民生委員・児童委員と参加する子どもの情報を共有。実施当日に運営を支援。社協が市内の子ども食堂を集めて情報交換する場を設けている。

（２）法人で実施する他の取り組みとの連携

月１回「認知症カフェ」を開催。カフェにはいまは元気だが将来に向けて認知症について学びたい人等が参加している。カフェの参加者に子ども食堂への支援を呼びかけている。ボランティアはここから５名でた。

企業から食材や惣菜の寄付を受け、上記の５名のボランティアで食事提供を行っている。学習支援については山口大学や山口短期大学の学生にもボランティアを募っている。

　子ども食堂をきっかけに高齢者も活動に参加できるような取り組みに繋げている。また子ども食堂では学習支援等で学生などの若い世代も活動に取り込もうとしているため、子ども食堂を通して単に貧困問題を解決するよりも地域内コミュニティの活性化も目指していると考えられる。

（３）他機関へ支援を求めるための工夫

子ども食堂解説マニュアル（案）に連絡しておくべき関係期間等が細かく記載してある。

食材の寄付を求めたり、ボランティアの参加を呼びかける際に、活動書類を丁寧に作成することは、協力を求めるための重要な資料になる。関係機関や住民に理解が得やすくなる。

運営をしていく中で見えてきた課題や求める支援

（１）新たなボランティアの確保

学習支援についてボランティアの不足が見込まれる。子供達のための読み聞かせのためのプログラム等の新たな実施に向けてボランティアの確保が必要になる

（２）社協等関係機関に期待する児童への支援

社協には民生委員・児童委員との協力や当日の運営支援などで関わっているため、情報を広く出して参加を募っていない。子ども食堂の取り組みが必要な子供がまだいるのではないかという思いもある。社協には積極的に支援を必要とする子供を青空食堂につないでもらい、面談の場として活用してほしい。さらなる踏み込んだ支援が必要な子供の利用があった

際に社協と連携をとって対処するべく、今後も社協や関係機関とのつながりを持ち続けたい。

参加者を広く募らず、民生委員・児童委員を通して支援が必要な子どもに参加を促していることから、参加対象を貧困状態の子どもや生活課題を抱える子どもにある程度絞っているのではないかと考えられる。運営主体が医療法人であり、実施場所が保育園の共有スペースであることから今後学習支援などの様々なプログラムを展開し支援を必要としている子どもの生活課題を解決する場所としていくと考えられる。

（その２）

生野きらきら子ども食堂（下関市）

活動概要

実施団体：高齢社会をよくする下関女性の会（ホーモイ）

開催頻度：月２回

内容：食事の提供、学習支援、居場所、多世代交流、催しなど

活動 PR：地域には様々な事情を抱えた子どもたちがいる。地域の子供達の健康な成長を願い、地域全体で支えていきたい。「食べることは生きること」

活動立ち上げのきっかけ

「高齢社会をよくする下関女性の会（ホーモイ）」は介護予防に焦点を当てて活動。高齢化による町の衰退から子供を増やす必要性を感じた。子どもの住みよい町つくりのために、子どもの貧困問題を解決すべく子ども食堂を開設

立ち上げに苦労した点

会場設置のための資金繰りに苦労。寄付と山口県が実施している「山口子ども・子育てファンド」（県内で行われる子育て支援や子どもの貧困対策等に自主的・主体的に取り組む公益的な活動に対して、１団体 10 万円以内を助成する取組）を活用。

現在の居場所の様子等

（１）子供から高齢者までが集う場

生野きらきら子ども食堂では、毎回 30 人から 50 人の参加。子供の参加は 20 人前後。小学生の友達同士や乳幼児がいる親子連れも参加。

民生委員が独居老人に声をかけ、２～3 人が参加している。子供への支援が必要であると考えるとともに、高齢者のひきこもりにも地域で課題を感じている。高齢者の認知症予防のためにも地域へ出かけることを促すことが重要。出先を生野きらきら子ども食堂とすることで、地域のコミュニティ活性化を目指す。

下関市立大学や、梅光学院大学の学生も参加し、幅広い年代の人々が食事を囲み交流を図っている。

（２）子ども食堂から他の活動へのつながり

ボランティアは高齢社会をよくする下関女性の会（ホーモイ）会員以外の人も多くいる。大乗車が直接地域で支援してくれる人を募り、地域内の交流活発化を目指す。

活動にボランティアとして参加した人が、高齢者の閉じこもり等について問題意識を感じられ、その人が中心となり、地元の１つの地区に高齢者のふれあい・いきいきサロンをたちあげた。子ども食堂への関わりを元に、地域の支援が増えたとともに、新たな地域での取り組みにつながるなど、幅が広がってきている。

（３）暖かな雰囲気の中「食べることは生きること」を伝えていく

提供される食事は代表者の家で作ったものや、各ボランティアが自宅で作ったものを持ち寄るスタイル。食事の内容は寄附でもらった食材を工夫して野菜多め。普段家では食べる機会がない、手をつけないような料理を食堂で子供達が食べている様子を見ると、食べることへの大切さが伝わっていると感じられるとともに、人の交流の中で食事をすることの効果が出ていると、活動者としては実感している。

参加者への声かけを大切にしている。食事の配膳の手が空いたボランティアとだけでなく参加者同士の話も弾み暖かな雰囲気や交流が生まれるとともに、日々の見守りにもつながっている。暖かな雰囲気の中で、きちんとした食事を食べることを通じて「食べることは生きること」を伝えて行きたいと活動している。

運営をしていく中で見えてきた課題や求める支援

（１）安定した運営を支えていくための財源の確保

現状運営するための財源は寄附でまかなえている。しかしきふについては継続的な寄附につなげていくことが難しく、安定的な財源の確保に課題を感じている。

個人や有志で行なっている子ども食堂は個人の持ち出しで運営していることもあり、負担が大きい。それぞれの居場所を継続していくためにも使いやすい助成制度などの仕組み作りが望まれる。

（２）活動リーダーの育成

運営のボランティアについては声をかければきてくれる人もいるが、自分が中心となって活動を実施していこうというリーダーはなかなか見つからない。リーダーが活動の中心となるには、体力的な余裕、時間的な余裕があり、意識が高くなければならないためリーダーの負担が大きい。

リーダーの育成のためにはまず子供の課題だけに鍵だず地域にある課題について意識を持ってもらうための働きかけを行う必要がある。そして、活動するリーダーを資金面からも、事務的な面からも支援していく仕組みが必要になる。

（３）子供食堂に関する活動の必要性を広める

子ども食堂の必要性はメディア等で子供の「貧困」が発信されているため、取り組みの理由が貧困解決という印象が強いだろう。いまの子供を取り巻く現状を広く住民に知ってもらい、危機感を感じてもらうことが必要であり、活動のイメージや趣旨を住民に捉えてもらうことが重要と考えている。

　生野きらきら子ども食堂は介護予防に焦点を当てた活動を行なっていたことから地域の

高齢化問題を考えるようになり、子どもが生活しやすい地域を目指して子ども食堂を立ち上げている。生野きらきら子ども食堂の立ち上げ者は子どもが住みやすい地域とは貧困状態の子どもに食を通して支援を行い、子どもだけではなく子育てで問題を抱える保護者にも支援をするような場所を目指していると考えられる。また活動を維持していく上でボランティアをまとめ活動を主導するようなリーダーを必要としていることが分かる。ボランティアの募集だけではなく、リーダーを育成し居場所を必要としている人のためにも運営を継続させることが必要であると考えられる。

（その３）

老いも若きもゆうあい子ども食堂

活動概要

実施団体：社会福祉法人岩国市福祉協議会由宇支部、岩国市由宇町ボランティア連絡協議会

開催頻度：月１回（原則第４土曜日）

内容　　：調理体験子どもコック、体験プログラム（企業・団体提供）、食事提供、学習支援

活動 PR：子どもからお年寄りまでが参加者としてだけではなく、ボランティア、寄附者、体験プログラムの講師など様々な関わり方で参加できる。一人一人が主役となり、ここに集う全ての人にとってかけがえのない居場所となることを目指す。

活動立ち上げのきっかけ

ボランティア連絡協議会の役員がニュースで貧困に関する問題について知ったこと。

フードバンクの視察を行ったのちに子ども食堂に関する研修会への参加を重ねた。それらの機会を通して子ども食堂に取り組みたいという意識が生まれボランティア連絡協議会と社協との開催で実施することに至った。

立ち上げに苦労した点

（１）会場の確保

会場は由宇文化会館（公民館）は調理設備はあるのものの長い間使用されておらず、すぐに使用できる状態ではなかった。ボランティア連絡協議会のメンバーと堺福祉協議会から施設を所管する教育委員会に調理室の再開に向けて交渉を行った。その結果教育委員会の理解も得られ、調理室再開に協力を得られた。再開後は公民館の設備充実のため冷蔵庫等の備品の整備もされている。

（２）保健所の許可申請

子ども食堂の実施にあたり保健所に相談すると、開催に当たり営業許可を得る必要があると言われた。そのため、ボランティア連絡協議会の役員の中で食品衛生管理責任者を置く等して営業許可が取れるように、ボランティア連絡協議会と写経が協議を重ねながら環境を整えた。

現在の居場所の様子等

（１）多くのボランティアに支えられた活動

友愛子ども食堂では、当日運営支援を行ってもらうボランティアは登録制を取っている。現在登録しているボランティアは 60 名程度。平均年齢は概ね 60 代後半。1 回の開催あたり役 20 名のボランティアの参加がある。登録しているボランティアは、ボランティア連絡協議会に登録されている団体や個人もいれば社協に登録していない新たなボランティアもいる。ボランティアが無理せず続けられるよう、8 時 30 分から 14 時ごろまでの活動時間を前半後半にわけ、負担のない範囲で活動してもらっている。

（2）「誰かに話せる」居場所作り

今、１回あたりの参加者は当日運営のボランティアなども含めて毎回 100 名程度。参加者は子供だけでなく、高齢者も多い。

ゆうあい子ども食堂には、ここでなら家でも学校でも言えないことが言える雰囲気がある。例えば 1 人で食事をしている子供がいたのでボランティアが声を掛けると学校の生活で困りごとがあるという悩みを打ち明けた。それを受けボランティアは学校につなぎ、がっこうとの連携によりそのもんだは解決した。このように日々の生活や悩み事など様々な話が聞けるような雰囲気作り、問題を解決するつながりを持つような役割を意識している。

（3）体験プログラムに込める社協の思い

運営の役割分担としては、当日調理し提供する部分はボランティア連絡協議会を中心としたボランティア、体験プログラム等の企画・連絡調整は社協が行なっている。

ゆうあい子ども食堂では、体験プログラムにも力を入れており、昔遊びや餅つき、ボッチャ体験や地元のヒーローアクション体験等を行なっている。

体験プログラムについては、地元のふれあい・いきいきサロンの参加者、地元の企業、社会福祉施設、地域で活動をしている人を中心に実施してもらうようにしている。ただ楽しいイベントを企画するだけではなく、地元の文化を基にした交流や由宇町で活動している様々な人や団体を参加者に知ってもらう、またボランティアの新たな活動の場にするとうこと等を狙いながら毎回内容を企画している。実際に休止していたボランティアの団体の活動が、この子ども食堂を新たな活動の場として活動を再開している。それらを意識して調整を取ることですでに実施されている活動の活性化を図るとともに、これまで写経になかった分野の団体や若い年代層の人とのつながりができ、そこでできたつながりを地域づくりに広がりが出てくる。そのため、社会としてはこの体験プログラムを大切にしている。

<u>運営をしていく中で見えてきた課題や求める支援</u>

（1）運営の中心となる後継者の不足

現在課題として感じていることは、ボランティアで運営の中心となる後継者が不足していること。子ども食堂だけでなく、ボランティア連絡協議会の役員についても同じような問題がある。

（2）社協との協働の継続

現在、当日の調理等運営はボランティア、体験プログラムの企画や関係期間や団体行政等との諸々の調整役は写経が行っている。この役割分担があるからこそ、ボランティア連絡協議会としては安心して活動ができている。今後も引き続き社協との協働によりゆうあい子ども食堂を実施していきたい。

老いも若きもゆうあい子ども食堂は参加者が比較的大人数であり、独自的なプログラムを行なっている。これは社協で登録しているボランティアが活動に参加していることや、登録していないボランティアも活動できるようにしていることなど、ボランティアの確保に成功している事例であると考えられる。一方活動を主導するリーダーの後継者不足には課題を感じているので、生野きらきら子ども食堂と同様にリーダーの育成が今後の子ども食堂の活動継続において重要であると考えられる。

4.3 運営者から見た子どもの貧困

山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言―子どもの居場所作りの充実における中間的支援のあり方と社会福祉協議会の役割―（2020 年 3 月）における子ども食堂を営む運営団体への調査で、運営者が子どもの貧困についてどのような認識を持っているのかが明らかになった。

防府市の青空食堂では運営団体が医療法人であり、企業主導型保育園の共有スペースを利用する形で始まった。これは子どもの貧困を解決するために子ども食堂を開設したというよりも、地域貢献の一環として実施している。実際に子どもへの参加呼びかけ状況も、民生委員や児童委員が気になった子どもに呼びかけているので、子どもの居場所つくりという面では依然課題があると考えられる。また法人で行なっている「認知症カフェ」との連携により、ボランティア人材を得られるなど、子どもの居場所づくりと他の取り組みで連携をとり、地域の取り組みとしての輪を広げるような取り組みも行われている。青空食堂の運営者としては、まだ支援を必要とする子どもが他にもいるのではないかと考えており、子どもの貧困を考える上で社協との連携が必要不可欠であると考えているようである。支援を必要としている子どもに対して個別具体的な踏み込んだ対応を取るためには社協との情報共有や子ども食堂と支援が必要な子供を結びつけることがさらに必要になるだろう。青空食堂の運営者は子どもの貧困について、子ども食堂だけで解決するというよりも、社協と協力して個別に問題を抱える子どもを見つけ出し、子ども食堂という場所を通して問題を解決できるようにしていくという考えであることがうかがえる。

下関市の生野きらきら子ども食堂では、活動のきっかけが地域の衰退を防ぐために、子どもの住みやすい街つくりの一環として子ども食堂を開設している。ここでの「子どもの住みやすい街つくり」とは子どもの貧困問題を解決するということである。すなわち、この生野きらきら子ども食堂では子育て支援や子どもの貧困対策のために子ども食堂を開設していると考えられる。一方で子ども食堂への参加者を子どもに限定せず、比較的毎回多くの参加者が参加できるように運営している。特に高齢者のひきこもり問題も課題である

と感じていたため、子ども食堂に高齢者の参加も促すことによって地域のコミュニティ活性化も同時に目指している。生野きらきら子ども食堂では特に食へのこだわりが伝わる。提供される食事が代表者や各ボランティアが自宅で作ったものであり、普段家では食べることができないような食事の提供に力を入れている。食を通して人との交流を生むことによって、放課後に孤独になりがちな子どもに「食べることは生きること」ということを伝えようとしている。これは金銭的な貧困ではなく、心の貧困について解決していくような取り組みであると言える。生野きらきら子ども食堂では子どもの貧困について、子ども食堂で直接的に解決するというよりも、子どもがたとえ 1 人であっても安心して過ごせる居場所作りを目指し、食を通して豊かに生きる方法を子どもに教えようとしているように考えられる。

老いも若きもゆうあい子ども食堂では食事提供だけではなく、体験型プログラムにも重きを置いて活動している。老いも若きもゆうあい子ども食堂が目指すのは「誰かに話せる居場所作り」である。参加者はボランティアも含め毎回 100 人程とかなり多く、子どもだけではなく高齢者も多い。子どもが学校や家では打ち明けられないような悩みをボランティアの声かけによって話しやすい雰囲気を作りだす。そのおかげで問題を抱える子どもに個別的な支援をすることができたこともある。ただ食事を提供するだけではなく、放課後 1 人になった子どもに対して誰かが声かけをできる場所を作ることは、子どもの持つ問題解決につながると言える。子どもの貧困問題解決というよりも、子どもが安心して過ごせる場所作りに役立っていると言える。老いも若きもゆうあい子ども食堂の運営者は、子どもの貧困について、解決すべき問題とした上で食事を提供するだけではなく体験型のプログラムを導入することで、子どもと地域の人との繋がりを作り子どもの個別具体的な問題を解決することに重きを置いているように考えられる。

「青空食堂」「生野きらきら子ども食堂」「老いも若きもゆうあい子ども食堂」の 3 事例から共通点として食事以外のプログラムに注力しているということが考えられる。子ども食堂は貧困状態の子どもが無料または安価な値段で食事ができる場所というだけではなく、学習支援や体験型プログラムなど食事以外の活動にも注力している。このことから、食事に困っている子どもだけではなく、楽しんで活動できるプログラムによって参加者と支援者の心の繋がりを強化し、より生活課題の改善や地域内の関わり合いの活性化を目指しているのではないかと考えられる。また相違点としては将来的な活動を主導するリーダー育成に関する課題の感じ方であると考えられる。「青空食堂」は医療法人が活動主体であることから、活動を支援するボランティアの確保に課題を感じている。一方で任意団体や福祉法人が主体である「生野きらきら子ども食堂」や「老いも若きもゆうあい子ども食堂」は運営団体のリーダー育成に課題を感じていることから、活動を維持する上でただのボランティアだけではなく、子どもの貧困問題や地域問題を真剣に考え活動を牽引できる人材を育成することに課題を感じている。リーダーの育成に関しては市町社協が講演や成功事例の情報提供をすることによって支援し、子ども食堂の継続を目指す必要があると考

えられる。

4.4 子ども食堂運営維持と社協の関わり

報告書では調査を行なった子ども食堂 46 か所のうち 18 か所が立ち上げから現在に至るまで市町社協から支援を受けたと回答している。社協が子ども食堂に対して行う支援内容としては、居場所を開催する際の広報、民生委員・児童委員との顔つなぎ、助成金の情報提供が主である。市町社協の主な役割としては、高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、さまざままな福祉サービスを行うことである。さらに多様な福祉ニーズに応えるために、それぞれの社協がその地域の特性を踏まえ創意工夫を凝らした独自の事業に取り組むことである。地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めるほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中学校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たすことである。報告書において子どもの居場所の充実における現在の課題は、

⑴運営する人材（ボランティア、スタッフ）不足

⑵潜在化する利用層への働きかけの困難さ

⑶安定した資金や物資の確保

が挙げられている。調査の回答の中には、市町社協が子ども分野、高齢者分野、障がい者分野と縦割りで、すべての方を対象とした居場所づくりへの支援を行えないなどの意見が見受けられ、先に挙げた 3 つの課題に対して社協がうまく働きかけられていないことがうかがえる。

子ども食堂が抱える課題に対して社協がどのようにアプローチしていけばいいだろうか。「老いも若きもゆうあい子ども食堂」での調査では、子ども食堂という場所を通して参加者である子どもの悩みを聞き出し、個別の対応を取ることによって解決することができたという事例があったことがわかった。この事例ではボランティアが 1 人で食事を取る子どもに話しかけ、学校での困りごとを聞いたのちそれを受け止めたボランティアが学校へ繋いで学校との連携のもと子どもの悩みを解消することができた。この事例は「老いも若きもゆうあい子ども食堂」にて見られたものだが、子どもの居場所をつくる上で、単に食事を取るという場所ではなく子供に積極的に話しかけ悩み事や日常生活における不安な事を打ち明けてもらい解消する場所をつくる事を意識しなければならないと考えた。その居場所つくりにおいて、必要なのが社協との連携であると考える。子ども食堂の運営者（ボランティアやスタッフ）は食事の提供など会場の設置に関わる作業を中心に進めながら、子どもへの声かけを行い子ども食堂実施ごとに気になった子どもの様子などを社協に報告し情報共有することによって、より子どもの悩みや不安を可視化することができる。情報共有によって社協が個別に解決すべき子どもが抱える問題を地域の民生委員・児童委員・学校などにつなげることによって、初めて子どもの居場所としての子ども食堂が成立する。またこのような情

報共有については子どもの悩み事に限らず、子ども食堂に参加する高齢者や保護者にも適応し、子どもを含めたすべての人の居場所をつくることが望ましいと考えられる。

調査された子ども食堂が抱える課題として、子ども食堂を運営するスタッフ・ボランティアの不足問題も挙げられていた。第 3 章 4 節で述べたとおり子ども食堂は湯浅の全国的な活動によって、子ども食堂の担い手の育成や子ども食堂への地域理解の促進が行われたが、子ども食堂は日本の将来を担う子どもが関わっている地域福祉活動であるため、地元企業や子どもの親層、学生などの青年層の活動参加が期待できるものである。社協には子ども食堂へ今後参入が見込めそうな地元企業や子どもの親層、地域の学生への子ども食堂運営への参加を促すような活動が求められているのではないかと考えられる。

5　考察

5.1 分析から得られる子どもの居場所つくりの難しさ

5.1.1 子ども食堂と社協との連携から見る難しさ

子どもの居場所つくりが難しいとされる要因には、社協と子ども食堂の関わりの希薄さが大きいと考えられる。子ども食堂の立ち上げから現在の運営に至るまでに市町社協との関わりの有無の調査も行われた。「ある」と回答した所は全体の 39%で 18 か所、「ない」と答えたのは全体の 52%で 24 か所であった。このことから立ち上げから市町社協とそもそも関わりを持たずに独自で子ども食堂の運営を行なっている団体が、半分以上であることがわかる。助成金に関する情報提供や民生委員・児童委員と子どもの居場所との顔つなぎ、活動の広報などを社協に頼らずに行うか、もしくは十分に行えていない団体が多いということが考えられる。

5.1.2 資金の確保から見る難しさ

子ども食堂の運営者が、運営上感じている課題としては、全体の 54%である 25 か所の居場所において、「資金の確保」が挙げられていた。次いで多かったのが「ボランティアの確保」で 24 か所（52%）「きてほしいと思う人への働きかけがうまくいかない」が 20 か所(43%)という課題が挙げられていた。このことは社協との関わりの有無が大きく関係していると考えられる。子どもの貧困問題や居場所つくりのために、ボランティアとして子ども食堂を開設したものの、資金の調達や寄附等の支援を募るような働きかけ、ボランティアスタッフの募集などある程度のノウハウが必要な活動も、子どもへの食事提供とともに実施しなければならなくなる。最近では SNS 等で活動の告知が簡単にできるようになったものの、やはり助成金を受け取るための情報や、場所の確保などは市町社協からの支援がなければ難しい。そのため、「本当に支援が必要な家庭の子供達にどのように声をかけ、利用してもらうか」、「居場所を継続していくためのビジョンの共有が難しい」、「食事提供することで手一杯になっているため子どもとのコミュニケーションが十分に取れていない」という課題に繋がってしまうのではないかと考える。したがって、本来の「子どもが 1 人で来れて、安心していられる居場所」のための子ども食堂をつくることや子ども食堂を続けることを達

成するために、子ども食堂運営者と市町社協との関わりは必要不可欠だと言える。

5.1.3 開催の目的から見る難しさ

また開催の目的について、一番重視していることについての調査結果から、子ども食堂の多くが「地域のつながりづくり」と答えているということがわかった。ついで多かったのは「家庭支援」でその次が「貧困に対する支援」である。第 3 章において「子ども食堂」と「子どもの貧困対策」を直接的に結びつけることは、マスメディアによって作られた誤認識であると述べたが、居場所の目的と委託の関係についての調査では、貧困に対する支援を目的としている子ども食堂のうち委託を受けて開催している場合が多いということがわかった。これは子供の貧困について解決すべき問題としての意識が、子ども食堂の運営者にあるというよりも、行政や市町社協に多くあるということを意味していると考えられる。また、子ども食堂を運営する側と、それを委託する側の子どもの居場所づくりへの思いに差があることも意味していると考えられる。

委託する側である行政や市町社協と実際に立ち上げて運営する側の個人・団体の子ども食堂の意義に対する差を埋めることによって、より居場所づくりへの支援を手厚くすることができるのではないかと考えられる。

5.1.4 開催頻度から見る難しさ

居場所の開催頻度についての調査では、最も多かった回答が「月に 1 回」及び「月に 2 回」であったことがわかった。この開催頻度は多いとは言えず、月に 1 回や 2 回の食事提供では子どもの貧困対策ができているとは言えないだろう。これは資金面での問題や、寄附、ボランティア数、居場所の開催場所など様々な問題を解決しなければ、月の開催数を増やすことは難しい。このことから、社協の支援の在り方が開催頻度にも大きく関わってくることがわかる。子ども食堂をただの子どもの居場所としてしまうだけではなくて、子どもの貧困を考えるきっかけを生む場所とするためには、やはり社協との連携は必要不可欠であると考えられる。社協が子ども食堂のボランティア募集や開催場所に関する情報提供、他の子ども食堂の成功事例などの共有を積極的に行っていくことが重要であると考えられる。

5.2 子どもの居場所つくりの新たな可能性

5.2.1 運営団体と利用者数から見る子どもの居場所づくりの新たな可能性

報告書における調査結果では子どもの居場所づくりには新たな可能性があるということも考えられた。子ども食堂は今まで、子供が 1 人で来られる学校や家庭以外の第 3 の居場所としての意義や、地域交流の拠点としての意義を持っていた。今後もその意義は変わらず、さらに新たな可能性として、子どもの貧困を考える場所としての可能性や、地域で子どもの成長を見守る姿勢づくりを生む場所としての可能性があるのではないかと考えられる。

例えば、子ども食堂と市町社協など支援団体とのつながりが増えれば、開催頻度の増加や寄附の増加が見込まれる。このことによって、子ども食堂が単なる子どもが安心していられる場所ではなくて、日常生活の一部としてなくてはならない居場所の一つになる可能性があ

る。子ども食堂の開催頻度が高まれば今まで関わりを持たなかった地域住民の目に子ども食堂が目にとまるようになり、支援者側としての参加も促すことができるようになる。そこに参加し子ども食堂という居場所を必要としている子どもやその保護者と、地域住民との間で新たなコミュニティを形成することができれば、子どもの貧困について考える機会を増やすことができるだろう。また子どもの貧困について考えることによって、居場所に関わる地域住民が自分の子どもではなくても、子どもの成長を見守るような行動をとることにも繋がると考えられる。

また報告書では子ども食堂の運営主体に関する調査も行われていた。子どもの居場所を運営している団体について、1 番多かったのは「NPO 法人」で 14 か所(31%)だった。ついで多かったのが「個人」で 12 か所(26%)、任意団体 7 か所(15%)であった。報告書において、子ども食堂を開設し運営するには、様々な苦労があることが伺えたが、それらの活動を個人でも行う子ども食堂が 12 か所もあるということは、子どもの貧困問題、居場所問題については考えるきっかけを持ちやすいということを意味しているのではないかと考えられる。「子どものために動くことは地域にとって良いことである」という認識があるからこそ、このように個人でも子ども食堂を実施する人がある程度いて、個人で実施するからこそ子ども食堂の数がさらに増加することも見込めるのではないかと考えられる。さらに注目すべきは、子ども食堂という居場所を作る運営主体と利用者との関係の調査結果では、NPO 法人や社会福祉法人が運営主体であっても、個人で実施している居場所の利用者数よりも少ない居場所もあり、運営主体の規模と利用者数の規模に相関関係が見られない点である。たとえ個人で子ども食堂のような居場所を実施したとしても、適切な居場所の運営ができるのならば相当な子どもの参加数を見込める。個人が子ども食堂を開設することによって、子どもにより身近な居場所ができ、子ども食堂に参加することが容易になりやすいくなることが考えられる。よってこの調査より、子ども食堂を実施する運営主体の個人が増加すれば、より多くの子どもとたちが安心して過ごせる居場所を持つことができ、個人の居場所作りを行政や市町社協が支援することが子どもの居場所作りの可能性を広げることが考えられる。

5.2.2 子ども食堂と他団体との連携から見る可能性

また調査された子ども食堂が連携している団体等について、現在最も多く連携が取られているのは「フードバンク」で 34 か所(74%)が連携をとっていた。ついで多かったのが「地区の民生委員・児童委員」で 29 か所(63%)、「山口県こども食堂支援センター」が 28 か所(61%)、「行政」が 25 か所(54%)、「小学校」が 24 か所(52%)であった。「山口県子ども食堂支援センター」は以下の活動を行っている。

(1)コーディネーターの配置
開設・運営に係る相談対応、企業とのマッチング、中間支援などを行う。
(2)こども食堂マップの作成
県下のこども食堂の情報を提供するホームページを作成し、マップやカレンダー、紹介記

事などを掲載する。
(3)「こども食堂の開設・運営の手引き」作成
こども食堂の解説・運営に必要なノウハウをまとめ、冊子とホームページで情報発信する。
(4)こども食堂推進会議の開催
こども食堂の運営者、行政、関係機関、団体や企業が一堂に会する会議を実施する。
(5)こども欲動のネットワーク組織化
運営側からのネットワークを形成し、こども食堂の安定的、継続的な運営の基盤づくりを行う。
(6)開設準備セミナー・個別相談会
県内 4 地域において、こども食堂の開設と安定運営を支えるためのセミナー個別相談会を開催する。

（山口県こども食堂支援センターHP https://www.ymgckodomosyokudou.com/blank-5 より抜粋）

調査対象となった子ども食堂の運営者の中にはは以上のような活動をする「山口県こども食堂支援センター」との関わりをさらに持つことを期待しているものもいた。確かに子ども食堂として最も重要な食事の提供に欠かせない「フードバンク」との繋がりや、参加者と子ども食堂をつなぐ「行政」や「学校」、「地区の民生委員・児童委員」との繋がりも、今後の子ども食堂の発展に欠かせないものであると同時に、より強い繋がりを形成していくべき団体である。しかし、「山口県こども食堂支援センター」のような団体は、山口県という広域の地域の子ども食堂同士の情報交換、つまり横とのつながりを強く形成するために、なくてはならない団体であると考えられる。「山口県こども食堂支援センター」は子ども食堂を立ち上げるための支援や、本当に支援を必要としている子どもを子ども食堂に取り込むための支援を、子ども食堂に広く行なっているため、県内の子ども食堂の情報を多く持つことができる。県内の子ども食堂の成功事例などを他の子ども食堂に共有する場所を設けいている点から、今後の支援の幅の広がりを期待することができる。このような支援団体との繋がりをそれぞれの子ども食堂が強く持つことによって、子どもの居場所作りがますますしやすくなり、さらなる子ども食堂の広がりを見込むことができる。

第 6 章　結論

以上、「山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言－子どもの居場所づくりの充実における中間的支援のあり方と社会福祉協議会の役割－」（令和 2 年）における調査結果を元に、子ども食堂の可能性と限界について分析してきた。我が国の将来を担う存在としての子どもが、その家庭事情により貧困に悩まされ、不平等の連鎖を止めなければならないと政策的に現金支給などが行われる中で、子ども食堂という形で子どもに居場所を作り心の安寧を提供している団体が多く存在していることがわかった。分析結果からわかるよう

に、子ども食堂を運営する団体は第一の目的として子どもの貧困をなくすということを掲げているわけではない。地域の中に家庭や学校以外の子どもが安心して 1 人で来れるような居場所を作ることを主に目的としていて、その目的を達成させるために「食事」という生きるためになくてはならない活動につなげているのだ。そして、ただ食事をさせるだけではなく、学習面で子どもをサポートしたり、様々な体験型ワークショップを開催したりすることによって、それぞれの子ども食堂の独自性が生まれてきた。しかしながら、子ども食堂は単なる子どもの居場所として完結してしまってはいけないと考える。子ども食堂は将来的には政府や自治体が行う現金支給政策を補う、子どもの貧困対策を考える場所になって行くべきではないかと考える。子ども食堂という活動を始める団体の中には、子どもの貧困を問題視しているというよりも地域間交流を活性化させるために、居場所を作りたいという思いがあるものが多いことが調査結果ではわかった。しかし、子どもの貧困について考えるきっかけを持てるような場所がなければ、行政が子どもの貧困対策に向けて動くような市民意識の形成も難しいと考える。子ども食堂の活動を通して、子どもの中にも経済格差問題が深く影を落とし、その経済格差を無くさなければならないという意識を持つよう働きかえる場所としての役割を持つ必要があるのではないかと考える。子どもの貧困について「解決すべき問題である」という認識を地域の人が持つことによって自治体や行政が子どもの貧困対策を打ち出すために動くきっかけにもなると考える。現金支給には子どもの貧困問題を解決するのに限界があるため、現金支給ではカバーしきれない子どもの心の支えになる居場所としての役割を子ども食堂が作っていくことによって、子ども食堂が子どもの貧困を解決するための一つの手段として成長していくべきだと考える。

また、子ども食堂が地域の中で子どもの貧困について考えるきっかけを生む場所としての意義を持つとき、子ども食堂は地域住民にとってどのような影響を与えることができるだろうか。子ども食堂は地域のコミュニティを活性化させる場所として期待されていたが、その参加者（食事を行う子どもやその親）とボランティアに参加する地域住民等運営者側の関係性として、上下関係のない関係が構築されると考えられる。通常のボランティア活動では支援を受ける者と支援をする者の間で上下関係が生まれやすいと考えられるが、子ども食堂の場合では、子どもという地域全体で見守り育てていくような存在を介在させることによってボランティアスタッフと支援を受ける側の人間である子どもやその親達が上下関係になることなく、支援の輪や地域の人間同士の関わり合いを広げていくことができる。ボランティアスタッフは食事を提供するだけでなく、子どもや子どもと一緒に食堂へ来た親と会話することによって、日々の生活での悩み事を解決するきっかけを作る役割を持ち、親同士の会話を作るきっかけを生む役割も持つ。また参加する子どもや保護者も食事を取った後の後片付けなどのお手伝いをするようになり、支援を受けるだけではなく自ら子ども食堂の活動に関わるようになる。このようなお互いの関わり合いを作ることによって、子ども食堂は子どもの居場所、貧困問題の解決という意義だけではなく、地域住民に通常の生活の中で子どもを見守る姿勢をつけるような意義も持つようになると考えられる。

子ども食堂は全国各地で広がり続けているが、その中でも運営の継続で問題を抱える団体も数多くある。地域で子ども食堂に通い始めて家庭や学校以外に居場所ができた子どもが居場所に求めることは、その場所がなくならずに継続していくことであると考える。子ども食堂が継続してその活動を行なっていくためには、市町社協や行政、自治体、地域企業など様々な団体の理解と支援が必要である。子ども食堂が子どもの憩いの場所としての意味を成すだけではなく、子どもの貧困問題や経済格差継承問題について考えるきっかけを生む場所としての意味、またはそれらの問題を解決するための場所として成長していくことが、子ども食堂の発展や抱える問題の解消に繋がっていくと考えられる。

子どもの貧困を考える上で、行政が行う金銭的な支援のみではなく、市町社協・学校・行政が一体となって行う子ども食堂も注目される存在になっている。子ども食堂はもともと貧困対策の一環として始まった活動ではないが、食を通して学校や家庭以外に安心して過ごせる子どもの居場所を作ることは、子どもの貧困を解決する上で欠かせないことであると考える。いくら行政がひとり親家庭などの貧困に悩む子どもがいる家庭に金銭的な支援をしたところで、子どもが放課後 1 人で食事をし誰とも話すことなく 1 日を終えてしまうのでは心の面でのサポートが難しいからである。金銭的支援は、家庭を物質的には豊かにすることができても、人とのつながりを生む事は難しい。そのために子ども食堂を展開し、貧困に悩む子どもだけではなく、心の繋がりに乏しい子どもの状態を地域一体となって見守ることによって、金銭面の支援だけではカバーできない子どもの豊かさを実現できると考える。今後も子ども食堂の広がりによって、地域が子どもの貧困を考える場所としての広がりや、子どもの心の繋がりを作る場所としての広がりを期待したい。

［注］

1)Socio-Economic Status の略。家庭所得、父親学歴、母親学歴の三変数を合成した指標。

2)民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員。児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などの役割を果たす。

［参考文献］

吉川徹, 2009,『学歴分断社会』ちくま新書.

橘木俊詔・松浦司, 2009,『学歴格差の経済学』勁草書房.

阿部彩, 2014,『子供の貧困Ⅱ―解決策を考える－』岩波新書.

大阪市, 2019, 「大阪市塾代助成事業の実施状況」（2021 年 12 月 21 日取得、https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000212/212697/now.pdf）

阿部彩, 2010,「子どもの貧困―すべての子どもの幸せのために－」(2021 年 12 月 21 日取得、https://www.eco.nihon-u.ac.jp/center/economic/publication/report/pdf/36/36abe.pdf)

阿部彩, 2012, 「『豊かさ』と『貧しさ』：相対的貧困と子ども」(2021 年 12 月 21 日取得、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjdp/23/4/23_KJ00008521584/_pdf)
兵庫県 HP, 2021, 「児童扶養手当制度」(2021 年 12 月 21 日取得、https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hw10_000000068.html)
福岡市 HP, 2021, 「子供の食と居場所作り事業」(2021 年 12 月 21 日取得、https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-kikaku/child/kodomonoshokutoibashodkurisienjigyou.html)
さわら子ども食堂みんなでごはん、みんなのいばしょ HP, 2021(2021 年 12 月 21 日取得、https://www.facebook.com/sawaracodomo/)
山口県地域福祉推進委員会・地域福祉課題提言部会 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会, 2020,「山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言－子どもの居場所づくりの充実における中間的支援のあり方と社会福祉協議会の役割－」(2021 年 10 月 7 日取得、https://kenshakyo.sakura.ne.jp/sys/pdf/uploads/attach/nKVv5kWGkNNEZnph_200512060412.pdf)
山口県こども食堂支援センターHP, 作成年不明 (2021 年 12 月 3 日取得、https://www.ymgckodomosyokudou.com/blank-5)
柏木智子, 2017, 『「子ども食堂」を通じて醸成されるつながりの意義と今後の課題－困難を抱える子どもの参加と促進条件に焦点を当てて－』(2021 年 12 月 25 日取得、http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=367118)
内閣府 HP, 2017,「子どもの貧困に関する指標の推移」(2021 年 12 月 28 日取得、https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_4/pdf/s1.pdf)